

総務・警察常任委員会 議事次第

（令和7年6月9日（月）
午後1時30分～
於：第6委員会室）

1 開 会

2 出席要求理事者

3 確認事項

4 所管部局の事務事業概要等

5 今後の委員会運営

6 その他

7 閉 会

総務・警察常任委員会 委員名簿

	氏 名	会 派	他の所属 委員会等	備 考
委員長	中 島 武 文	自 民	暮らし	予算特別副委員長
副委員長	能 勢 昌 博	〃	新技術	
〃	近 藤 永太郎	〃	新技術	
委 員	石 田 宗 久	〃	暮らし	
〃	荒 卷 隆 三	〃	—	議長
〃	大 澤 彰 久	〃	○ 新技術	
〃	北 川 剛 司	維 国	子育て △ 議 運	
〃	筆 保 祥 一	〃	○ 子育て 議 運	
〃	森 吉 治	共 産	子育て	
〃	田 中 美貴子	府 民	地 域	
〃	林 正 樹	公 明	◎ 文化力	予算特別委員会副委員長
〃	梶 原 英 樹	京 好	暮らし	

◎ 委員長 ○ 副委員長 △ 理事

総務・警察常任委員会 出席要求理事者名簿

【知事直轄組織・知事室長】	
知事室長	畑 中 健 司
知事室長付理事 (広報課長事務取扱)	法 谷 道 哉
秘書課長	森 江 誠
国際課長	山 本 隆 裕

【知事直轄組織・職員長】	
職員長	林 田 匡 民
職員長付理事 (職員総務課長事務取扱)	牧 隆 志
人事課長	坂 根 誠一郎
総務事務センター長	田 中 久仁子

【知事直轄組織・会計管理者】	
会計管理者	吉 田 ひろみ
会計課長	大 路 裕 子

【総務部】	
総務部長 (京都市域担当)	吉 井 俊 弥
総務部副部長	福 原 敏 幸
総務部理事 (総務調整課長事務取扱)	森 田 倫 明
総務部理事 (税務課長事務取扱)	佐 藤 昌 昭
総務部理事 (自治振興課長事務取扱)	山 本 茂 樹
総務部企画参事	上 谷 久 高
政策法務課長	上 田 良 幸
財政課長	山 崎 遼太郎
入札課長	野 木 孝 洋
府有資産活用課長	大 饗 秀 和

【監査委員事務局】	
監査委員事務局長	松 村 弘 毅
監査第一課長	吉 田 詠 子
監査第二課長	丸 山 紀 夫

【人事委員会事務局】	
人事委員会事務局長	西 村 美 紀
人事委員会事務局次長 (総務任用課長事務取扱)	石 塚 健 一
職員課長	磯 直 樹

【公安委員会】	
公安委員長	在 田 正 秀
警察本部長	吉 越 清 人
総務部長	西 山 亮 二
警務部長	石 飛 誠
生活安全部長	谷 正 徳
地域部長	上 田 博 之
刑事部長	田 中 靖 之
交通部長	奥 野 雅 義
警備部長	森 功 治
サイバー対策本部長	小 野 孝 一
京都市警察部長	中 西 恵 一
警務部参事官 (警務課長事務取扱)	惣 司 匡 樹
総務部次長 (総務課長事務取扱)	上 村 一 則
生活安全部次長 (生活安全企画課長事務取扱)	永 野 雅 登実
地域部次長 (地域課長事務取扱)	小 松 晃
刑事部次長 (刑事企画課長事務取扱)	柴 田 和 己
交通部次長 (交通企画課長事務取扱)	塩 見 幸 三
警備部次長 (警備第一課長事務取扱)	中久保 光 彦
サイバー対策本部副本部長 (サイバー企画課長事務取扱)	塩 野 亜由美
会計課長	河 口 佳 弘

(計 46 名)

【 閉会中の継続審査及び調査事項 】

- 1 広報、広聴、国際化及び職員に関する事項について
- 2 予算、税、財産その他の財務について
- 3 市町村の振興その他自治の振興について
- 4 地域安全対策について
- 5 交通安全対策について
- 6 警察施設の整備対策について

令和7年度委員会運営に関する申合せ

1 委員会の活動について

(1) 定例会中の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1 日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2 日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項 6 閉会中の継続審査及び調査 7 今後の委員会運営 8 その他 9 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会（標準的な運営）

1 日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
-----	---

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。
ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。
また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

(2) 5月臨時会中（令和8年5月臨時会）の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

1 日	1 開会 2 報告事項 * 報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会	* 該当委員会のみ
-----	--	-----------

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会 1日間

1 日	1 開会
	2 中間報告（政策提案・提言及び中間報告）
	3 委員会活動のまとめ（委員会活動の所感） ・委員の意見開陳
	4 その他 ・委員長及び理事者あいさつ
	5 閉会

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

(3) 閉会中の活動

ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

イ 常任委員会（毎月常任）

原則、定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。
また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができることとする。

エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができることとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。
また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。
なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により、閉会中の常任委員会の活動日に実施するものとする。

(4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

(5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

(6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総括的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

(7) 委員会の年間運営 別紙 1-1

※特別委員会の年間運営 別紙 1-2

2 議案の審査について

(1) 議案の付託区分 別紙 2

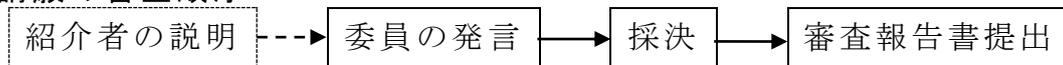
(2) 議案審査の流れ 別紙 3

(3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

3 請願の審査について

(1) 請願の審査順序



注) 委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

(2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

(3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

4 委員会の公開等について

(1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

(2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

(3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

5 意見書・決議について

(1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

(2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

6 その他

(1) 会議時間

- ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後1時30分を基本とするものとする。
- イ 委員会を午後5時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

(2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン方式により委員会を運営する。 **別紙4**

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

(4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

(5) 副知事の委員会への出席

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) ペーパーレスによる委員会運営

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。 **別紙5**
なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) 情報端末機器の使用

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。
別紙6

(8) 育児又は介護のためのオンラインによる出席

育児又は介護のため、委員会の招集場所に参加することが困難な委員で、委員長がやむを得ないと認めたときは、オンライン方式により委員会に参加することができる。

(9) 欠席の届出

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に参加できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。 **別紙7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

委員会の年間運営

初回委員会【委員会活動のスタート】

- 所管部局の事務事業概要等を聴取
- 特別委員会は、今期の委員会運営方針を協議

定例会中の委員会

- (常任) ○報告事項の聴取、議案審査、請願審査、所管事項の質問
- (特別) ○所管事項の調査、委員間討議（※各委員会の裁量で実施を判断）

閉会中の委員会**■ 常任委員会の毎月開催**

- ・ 報告事項の聴取
- ・ 所管事項の調査
- ・ 参考人の招致など

■ 管内外調査（調査活動）

- ・ 所管、テーマに応じた現地・現場における調査

■ 出前議会（広聴活動）

- ・ 府民のニーズを府政の推進に活かすために、地域住民や関係団体等と意見交換

委員会活動の広報**■ テレビ広報番組・議会だより・ホームページ・SNS**

- ・ 定例会等の結果や各委員会の活動状況等について、テレビ広報番組、議会だより、議会ホームページ及びSNSにより紹介

※【委員会活動のまとめ】（5月臨時会）

- 年間を通じた総括的なものとして位置付け

特別委員会の年間運営

5月	5月臨時会 (5/23)	特別委員会設置、正副委員長互選
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同委員長会議 (6/4) ・ 初回特別委員会 (6/10) 	<p>委員会運営の申合せの協議、確認</p> <p>出席要求理事者決定、確認事項、所管事項に係る事務事業概要、今期の委員会運営方針の協議、委員間討議 (※1)</p> <p>6月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)</p>
7月		
8月	(毎月常任) (※2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>管内外調査</u> (1泊2日又は2泊3日)
9、10月	9月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
11月	(毎月常任) (※2)	
12月	12月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
1月	(毎月常任) (※2)	
2、3月	2月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
4月	(毎月常任) (※2)	
5月	5月臨時会	<p>【政策提案・提言としてまとめる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策提案・提言 (報告書) の決定 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動の所感 <p>【政策提案・提言としてまとめない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動のまとめ

(※1) 委員間討議の実施の有無は、各委員会の裁量で判断

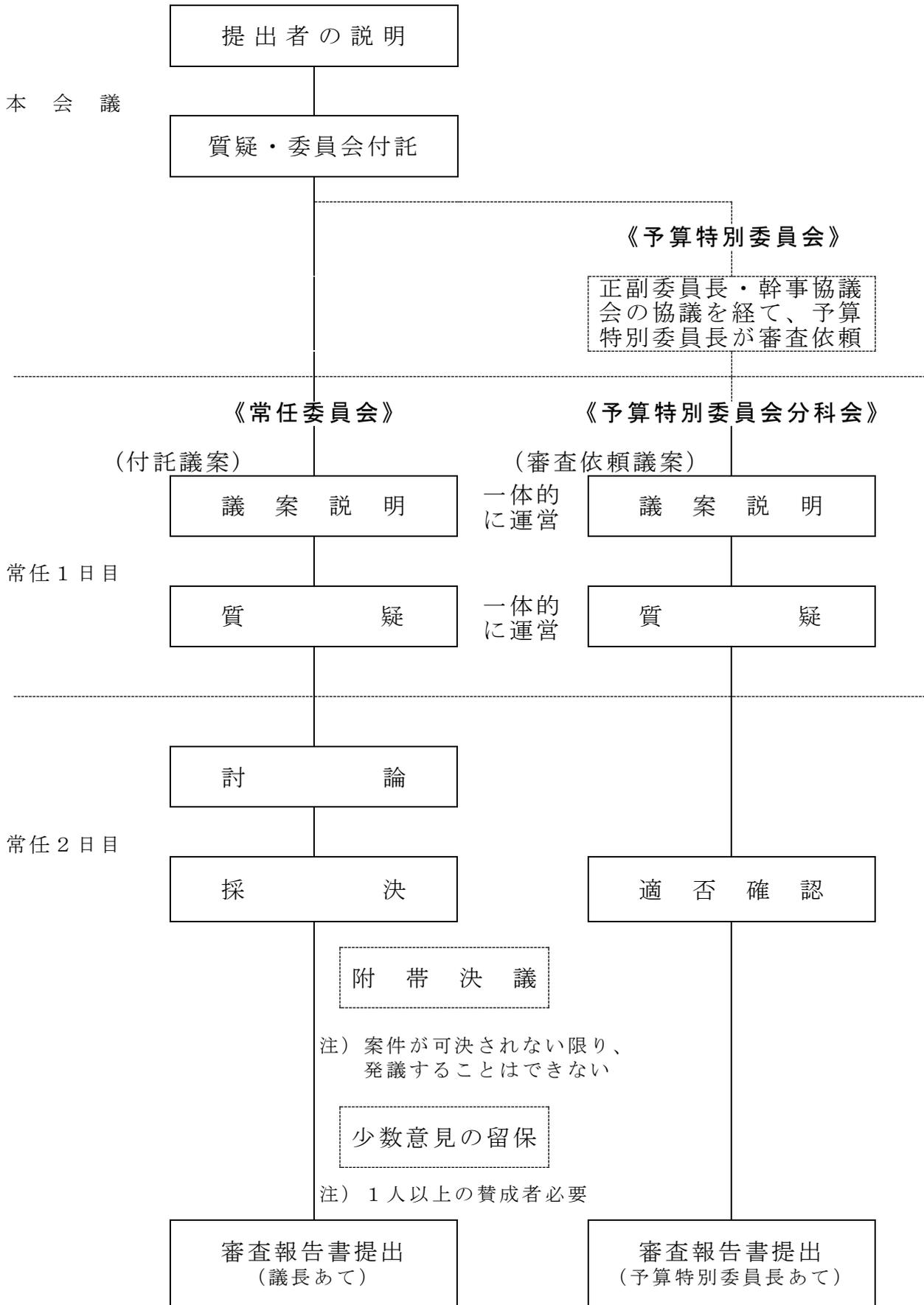
(※2) 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能

議案の付託区分

区 分	付 託 先
1 予算議案	○ 予算特別委員会に付託
2 決算認定議案	○ 前年度の決算認定議案は、決算特別委員会を設置し、付託 ○ 決算特別委員会の構成は、議長及び副議長を除く全議員の半数
3 条例及び請負契約議案等	○ 同時に提案された <u>予算議案に密接に関連する議案</u> については、予算特別委員会に付託 ○ その他の議案については、当該議案を所管する常任委員会に付託
4 人事案件	○ 委員会付託を省略（全体審議）
5 委員会提出議案	○ 委員会付託を省略

議決権の内容	予算議案に密接に関連する議案			
	予算特別		常任	決算特別
条例の制定、改廃	一部	①財務に関する条例 ・基金条例、特別会計条例等 ②歳入予算を伴う条例 ・府税条例、手数料徴収条例等 （※条例の改正内容による歳入の増減が予算に計上されている場合に限る） ③歳出予算を伴う条例 ・給与条例等 （※条例の改正内容による歳出の増減が予算に計上されている条例であって、事業の執行に要する予算に係るものを除く）	その他	
予算		○		
決算の認定				○
税の賦課徴収、分担金等徴収	一部	市町村負担金を定める等の議案であって予算に計上されているもの	その他	
契約の締結			○	
財産の交換、譲渡、貸付け			○	
不動産の信託			○	
財産の取得又は処分	一部	予算に計上されているもの	その他	
負担付きの寄付又は贈与	一部	予算に計上されているもの	その他	
権利の放棄			○	
公の施設の独占的利用			○	
訴えの提起等			○	
損害賠償			○	
公共的団体等の活動の調整			○	
法令に基づくもの			○	
基本的な計画の議決			△ (分野別計画)	

議案審査の流れ



オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

(1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第12条の2第1項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

(2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の2日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

(3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

(4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

(1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、委員会の開催中、その審議に専念するものとする。

イ オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

ウ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境についてはオンライン参加委員が整えることとする。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③-1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③-2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

(1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めるときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。

(2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。

(3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。

(4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

(1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。

(2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合に関する確認事項

- 1 委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であること及びオンライン委員会に関する申合せの3の(1)に規定するオンライン参加委員の責務に十分に留意してオンライン参加を申し出るものとする。
- 2 委員長は、前項の留意事項を踏まえ、やむを得ない理由があると認めた場合には、オンライン参加を許可するものとする。

オンライン参加申請書

年 月 日

委員会

委員長 様

委員名 _____

京都府議会委員会条例第12条の2第3項の規定により、オンライン方式による委員会参加の許可を求めます。

1 開会日

年 月 日

2 理由

3 メールアドレス（オンラインによる出席に必要な情報等の送付先）

4 緊急連絡先（通信回線に不具合が生じた際等の携帯電話連絡先）

※この申請書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。

ペーパーレス会議の運営に関する申合せ

1 目的

ICTの様々なメリットを活かし、府議会における各種会議の審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。

2 対象とすることができる会議

常任・特別委員会、議会運営委員会（理事会、議会改革検討小委員会、同作業部会を含む。）及び京都府議会会議規則第122条第1項の規定による議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行う場とする。

ただし、互選委員会及び秘密会は対象外とし、各常任・特別委員会正副委員長会、予算・決算特別委員会正副委員長・幹事協議会等の取扱いは、正副委員長等の協議により決定する。

3 対象者

議員、出席要求理事者（補助職員を含む。）及び議会事務局職員とする。

4 使用する情報端末及び使用時の注意事項

別途定める「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」に沿って使用する。

5 Wi-Fiルーターの利用

京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーターを利用する際は、別添「京都府議会Wi-Fiルーター利用規約」に沿って利用する。

6 電子データ^{*}の対象資料等 ※文字検索が可能なPDF形式のファイル

- (1) ペーパーレスで運営する場合は、原則、全ての資料を電子データ化の対象とすることとする。ただし、電子データ化が困難な場合は、必要に応じ、紙資料の利用も可能とする。
- (2) 大部の資料は、希望者にのみ紙で配付することを基本とする。
- (3) 会議の招集権者が審議の充実に資すると判断した資料を会議アプリケーションに格納することも可能とする。

7 端末に不具合が生じた場合の対応

- (1) 特定の情報端末に不具合が生じた場合は、議会事務局が用意する代替端末を貸与する。
- (2) 通信障害等により複数の情報端末に不具合が生じた場合は、会議を中断し、復旧のための対応を取るものとし、復旧が困難な場合は、情報端末の使用を中止し、紙資料の配付により会議を再開し、審議を行うものとする。

8 サポート体制

- (1) 必要に応じ、議員等への端末操作研修を実施するものとする。
- (2) 必要に応じ、資料閲覧用のモニターを設置するものとする。
- (3) 情報端末の操作補助者の入室を認めるものとする。

9 その他

- (1) ペーパーレスで会議を運営する場合であっても、出席者の判断により、情報端末機器による資料閲覧又は、紙資料の使用を柔軟に選ぶことができることとする。
- (2) 府政記者及び傍聴者については、会議アプリケーションを使用し、対象とする会議の資料を提供することを原則とする。
- (3) 電子データ化した会議の資料は、府議会のホームページにも掲載する（傍聴者用に配付したものに限る）。
なお、個人情報など非公開情報に該当する箇所は、マスキング処理するものとする。
- (4) この申合せに定めのない事項は、各会議において調整するものとする。

別添

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーター（以下「府議会Wi-Fi」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 府議会Wi-Fiの利用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府議会におけるペーパーレス会議システムの運用
- (2) その他京都府議会が特に認めたもの

(利用者)

第3条 府議会Wi-Fiを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都府議会議員
- (2) 京都府議会事務局職員

(利用者の遵守すべき事項)

第4条 府議会Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、別紙同意書により、本規約に同意しなければならない。

- (1) 議会事務局による、運用及び管理上必要な指示に従うこと。
- (2) 利用する通信端末のOSやソフトウェアのバージョンを最新に保つ等セキュリティ対策に努めること。
- (3) SSIDやパスワードを他人に教えないこと。
- (4) 利用する通信端末がウイルスに感染したとき、又は感染した可能性があるときは、速やかに議会事務局に報告し、指示された必要な措置を講じること。
- (5) 府議会Wi-Fiの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を順守すること。

(利用者資格の停止)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、議会事務局は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と議会事務局が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議会事務局又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会事務局が不適切と判断する行為

(本規約の変更)

第7条 議会事務局は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約同意書

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約に同意し、府議会Wi-Fiルーターを利用いたします。

令和 年 月 日

ご署名

京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン

第1 ガイドラインの趣旨

○ 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和3年3月に策定したICT利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

第2 議員の責務

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
 - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
 - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
 - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

第3 議会事務局の責務

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

第4 情報端末機器の調達

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）
*及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。

※ 次の情報端末機器を含む。

- ・ 日常的に使用してはいるが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
- ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
- ・ その他、URL、ID、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

第5 情報端末機器の管理

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にならない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

第6 議会アプリの使用等

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないように適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
 - (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
 - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
 - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
 - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

第8 会議における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関する資料等の閲覧
 - (2) 議事に関する資料等についてインターネットを利用して行う検索
 - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用
 - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
 - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない情報端末機器の使用
 - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
 - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
 - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面での情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努めるものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚起等を行うものとする。

第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

第10 その他

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和5年6月9日から施行する。

欠 席 届

令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）の委員会には次の理由により出席できないので、届けます。

（理 由）

令和 年 月 日

京都府議会〇〇委員長 〇〇 〇〇 殿

京都府議会〇〇委員 〇〇 〇〇 ⑩

事 務 概 要

(令和7年6月)

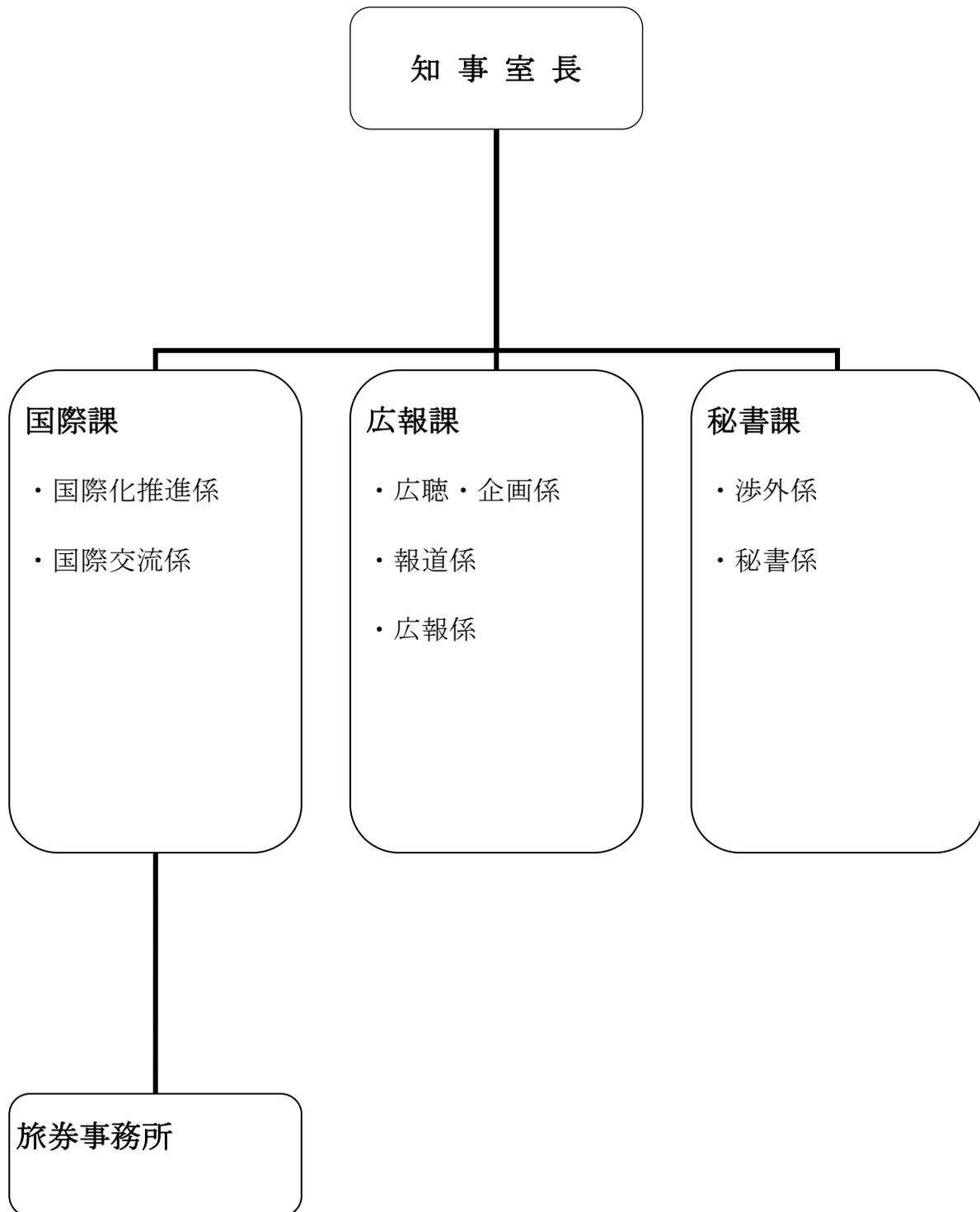
知事直轄組織

(知事室長)

目 次

I	知事直轄組織（知事室長）組織図	1
II	令和7年度 職員数	2
III	令和7年度 歳出予算額	2
IV	事務分掌	3
V	事務概要	
	秘書課	4
	広報課	6
	国際課	10
VI	主要職員名簿	14

I 知事直轄組織（知事室長）組織図



Ⅱ 令和7年度職員数

(単位：人)

所 属		職員数	備 考
本 庁	秘 書 課	20	知事室長含む
	広 報 課	16	
	国 際 課	17	海外事務所派遣職員等含む
	計	53	
地 域 機 関	旅 券 事 務 所	9	
	計	9	
合 計		62	

Ⅲ 令和7年度歳出予算額

(単位：千円)

所 管 課	区 分	7年度当初 A	6年度当初 B	A - B	A / B ×100	備考
秘 書 課	人 件 費	300,920	292,275	8,654	103%	
	事 業 費	50,194	44,789	5,405	112.1%	
	計	351,114	337,064	14,050	104.2%	
広 報 課	人 件 費	139,087	147,905	△ 8,818	94%	
	事 業 費	608,852	559,214	49,638	108.9%	
	計	747,939	707,119	40,820	105.8%	
国 際 課	人 件 費	225,796	225,238	558	100.2%	
	事 業 費	278,668	235,848	42,820	118.2%	
	計	504,464	461,086	43,378	109.4%	
計	人 件 費	665,803	665,418	385	100.1%	
	事 業 費	937,714	839,851	97,863	111.7%	
	計	1,603,517	1,505,269	98,248	106.5%	

IV 事務分掌

1 秘書課

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 栄典に関すること。
- (3) 行幸啓等に関すること。
- (4) 部長会議に関すること。

2 広報課

- (1) 広報・広聴活動に関すること。
- (2) 報道機関との連絡に関すること。
- (3) 市町村の広報活動との連絡及び振興に関すること。

3 国際課

- (1) 国際化推進事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 国際化推進事業の実施に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 留学生政策に関すること。
- (4) 国際交流団体等との連絡調整に関すること。
- (5) 海外移住に関すること。
- (6) 国公賓等に関すること。
- (7) 旅券事務所に関すること。

V 事務概要

[秘書課]

1 行幸啓等

天皇皇后両陛下等が、京都府管内を行幸啓等になる場合、その事務の万全を期するための総合的な事務を行っている。

2 叙位、叙勲及び褒章（栄典事務）

春秋叙勲、危険業務従事者叙勲等をはじめ、死亡者に対する叙位、特別叙勲並びに褒章条例による褒章（藍綬・黄綬・紫綬・紺綬等の各褒章）の上申・伝達等に関する事務を行っている。

なお、最近5年間に下賜された件数は、次のとおりである。

○ 春秋叙勲下賜件数（知事上申分）

（単位：件）

年度 春・秋	2		3		4		5		6	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
件数	32	41	32	36	31	30	26	27	32	28
合計	73		69		61		53		60	

○ 危険業務従事者叙勲下賜件数（知事上申分）

（単位：件）

年度 回（発令時期）	2		3		4		5		6	
	第34回 (4月発令)	第35回 (11月発令)	第36回 (4月発令)	第37回 (11月発令)	第38回 (4月発令)	第39回 (11月発令)	第40回 (4月発令)	第41回 (11月発令)	第42回 (4月発令)	第43回 (11月発令)
件数	15	15	15	16	16	15	16	16	16	16
合計	30		31		31		32		32	

○ 春秋叙勲・危険業務従事者叙勲省庁別内訳（知事上申分）

（単位：件）

	年度/春・秋 (旧省庁名等)	2		3		4		5		6	
		春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
内閣府	(総理府)	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0
こども家庭庁	(こども家庭庁)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
総務省	(自治省)	13	17	10	11	9	8	5	7	10	7
	(総務庁)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	【春秋叙勲】	9	8	11	12	11	7	9	8	9	9
	【危険業務従事者叙勲】	15	15	15	16	16	15	16	16	16	16
文部科学省	(文部省)	1	2	1	1	1	1	0	0	1	1
文化庁	(文化庁)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	(厚生省)	3	4	5	5	6	5	6	6	4	4
	(労働省)	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
農林水産省	(農林水産省)	0	2	0	2	1	2	0	2	0	0
経済産業省	(通商産業省)	0	1	0	0	1	1	3	3	5	3
中小企業庁	(中小企業庁)	3	3	3	4	1	3	0	0	0	0
国土交通省	(建設省)	1	0	2	0	0	1	1	0	0	1
環境省	(環境庁)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
計		47	56	48	52	47	45	42	43	48	44

○ 高齢者叙勲下賜件数（知事上申分）

（単位：件）

年度	2	3	4	5	6
件数	32	24	29	11	19

○ 叙位・特別叙勲下賜件数（知事上申分）

（単位：件）

年度	2	3	4	5	6
件数	41	38	29	33	36

○ 褒章下賜件数（知事上申分）

（単位：件）

種 別 年度	緑綬褒章	黄綬褒章	紫綬褒章	藍綬褒章	紺綬褒章		合計
					個人	団体	
2	2	16	0	5	28	2	53
3	2	11	0	5	29	4	51
4	2	16	0	4	41	15	78
5	1	12	0	7	26	7	53
6	1	12	0	4	38	4	59

[広 報 課]

1 府政の内容を住民に広く伝えるための事業

(1) 各種広報紙の発行

媒 体 名	発 行 内 容	配 布 対 象
きょうと府民だより	毎月1回 1,220,000部 16ページ 7回(4,6,8,10,11,1,3月) 20ページ 5回(5,7,9,12,2月)	京都府全域 各戸配布 京都・福知山・舞鶴・綾部・ 宇治・亀岡・城陽・向日・ 長岡京・八幡・京田辺・ 木津川・大山崎・久御山・ 宇治田原・精華 の 16市町 新聞折込：その他地域 (10市町村)
きょうと府民だより (文字拡大版)	A4判 700部 毎月1回	小さい活字の読めない人 (視覚障害6級程度)
きょうと府民だより (点字版)	B5判変形 240部 毎月1回	視覚に障害のある人で 点字の読める人
きょうと府民だより (テープ・CD版)	120分テープ・CD 350本 毎月1回	視覚に障害のある人
きょうと府民だより (ホームページ)	HTMLファイル形式 音声対応機能・検索機能を付加	インターネットに接続できる人

(2) 新聞紙面購入

新聞の持つ特性を利用し、府政の重要施策やお知らせを広報する。

京都新聞（朝刊）記事下広告（年間を通じて随時広告）

(3) 電波媒体の利用

○ テレビ、ラジオ放送

KBS京都テレビ・ラジオ、エフエム京都等を通じ、府民の生活に関係の深い話題や府政の動きなどを次のとおり放送する。

	番組名	放送時間	内容
テレビ番組	あったか京都 (KBS京都)	毎月1回(第4月曜日) 19:30~20:00	京都府の施策を知事が直接府民に伝える情報番組
	人権啓発スポット (KBS京都)	5、9、12、3月:毎日1回 8月:毎日2回(1回30秒)	人権に関する啓発(スポット放送)
	特別番組 (在阪キー局)	特番内容に応じて決定	特番内容に応じて決定
ラジオ番組	きょうとほっと情報 (KBS京都)	月~金曜日:1日3回 (1回40秒) 土~日曜日:1日1回 (1回40秒)	府の行事や催しのお知らせのほか、府政の動きを分かりやすく府民に紹介
	京都トークRUN (KBS京都)	毎週月曜日 12:00~12:15 番組内コーナー	府政の動きや地域の魅力などを紹介(月1~2回知事出演)
	Meets the Kyoto (エフエム京都)	毎週月~木曜日 17:05~17:07 毎週金曜日 17:50~17:52 番組内コーナー	府内各地域の魅力と生の情報、府政情報を音楽とともに、DJを通じて発信
	Kyoto Smile message (エフエム京都)	毎週金曜日 10:00~11:00の 番組内コーナー (1回60秒×2)	「子育て環境日本一」に関連するインフォメーション 月1回番組に知事が出演
	スポット (エフエム京都)	随時 (1回40秒)	重点施策やキャンペーンのスポット放送
	人権啓発スポット (KBS京都・ エフエム京都)	1日1~2回、1回20秒 (12月)	人権に関する啓発(スポット放送)

(4) インターネットによる情報発信

名 称	内 容 等
京 都 府 ホ ー ム ペ ー ジ	アクセシビリティに対応したページを容易に作成・更新でき、かつ適切に管理が行える「ホームページコンテンツ管理システム」を運用 平成 25 年 1 月から、自動音声読み上げ、ふりがな表示、配色変更機能の導入に加えて、スマートフォンやタブレット P C へ対応
「KYOTO SIDE」	府内各地の魅力や情報を発信する W E B サイト。(平成 29 年 1 月開設)
ソ ー シ ャ ル メ デ ィ ア	ソーシャルネットワークサービスの各種ツールを使って、より広く速く情報を伝える。
X 「京都府広報課」	災害関連情報や最新の府政情報を随時発信 フォロワー数 109,654 (令和 7 年 5 月 28 日現在)
Y o u T u b e 「京都府公式 YouTube チャンネル」	知事会見や京都府からのお知らせ等を動画配信し、府の施策や府政の動きをより広く府民に P R チャンネル登録者数 20,514 (令和 7 年 5 月 28 日現在)
フ ェ イ ス ブ ッ ク 「KYOTO SIDE」	府内各地の魅力や情報を発信する W E B サイトと連携。 フォロワー数 32,144 (令和 7 年 5 月 28 日現在)
フ ェ イ ス ブ ッ ク 「京都府広報課」	最新の府政情報を随時発信 フォロワー数 1,475 (令和 7 年 5 月 28 日現在)
L I N E 「京都府公式」	京都府に関連する最新情報を発信 友だち数 56,230 (令和 7 年 5 月 28 日現在)

(5) 「まゆまる」の活用

京都府広報監「まゆまる」を活用した府の施策の PR として、イベントへの出演、ソーシャルメディアによる情報発信を行う。

(イベント) 出演回数 年間 160 日程度

(ソーシャルメディア)

X	フォロワー数 32,790 (令和 7 年 5 月 28 日現在)
フェイスブック	フォロワー数 10,915 (令和 7 年 5 月 28 日現在)
LINE	友だち数 21,277 (令和 7 年 5 月 28 日現在)
YouTube	チャンネル登録者数 1,250 (令和 7 年 5 月 28 日現在)

2 報道機関への情報提供

各広報媒体による広報と併せ、報道機関に対し積極的に府政情報を提供し、報道機関による報道を通して府民の府政への理解を高める。

3 地域メディアとの双方向による情報発信

地域メディアと京都府がつながりを持ち、地域からの情報発信を促進するための枠組み「地域メディアネットワーク」を運用。京都府及び地域メディアから、双方向による情報発信を行う。

4 市町村広報活動の向上のための連携協力

京都府広報協議会（事務局：広報課）が行う各種研修会などの事業を共催するとともに、行政広報業務を通じて連携を図る。

5 広聴活動の推進

府民の目線に立った開かれた透明な府政の実現を図るとともに、府民の府政への参画を推進するための事業に取り組む。

(1) 西脇知事と行き活きトーク

知事が現地・現場の府民の声を直接聞き、府民目線での府政推進に活かす。

(2) 展示ロビー（府庁第2号館1階）の運営

各部（局）の積極的な広報により、来庁者に府政を理解してもらおう。

（展 示 内 容）

各部（局）の展示品…各種コンクール入選作品、美術工芸品、啓発パネル等

[国 際 課]

1 国際交流・協力の推進

友好提携7州省等と時代の要請や提携先、府民ニーズに応じた国際交流事業を実施するとともに、海外からの人材の受入れ等を通じて国際的なネットワーク拡大と協力の推進を図っている。

事業名	事業内容
京都府友好提携州省等交流推進事業	大阪・関西万博の開催を契機に、友好提携州省等との国際交流を深めるため、「きょうと国際学生サミット2025」を開催するとともに、友好提携州省等との交流事業を実施
語学指導等を行う外国青年招致事業	国際交流員（CIR）の配置 ※国際課・（公財）京都府国際センターに各1名

2 国際化の総合的な推進

グローバル化の急速な進展などに的確に対応するため、市町村、NPO、府民等と連携・協働して、国際化を総合的に推進していくこととしている。

事業名	事業内容
（公財）京都府国際センター運営助成事業	（公財）京都府国際センターの事業費・管理運営費等に対する助成
外国籍府民共生施策懇談会	外国籍府民に関する諸課題について、京都府が取り組むべき施策を検討するにあたり、学識経験者等から意見を聴取する懇談会を開催
（一財）自治体国際化協会海外事務所職員派遣事業	シンガポール事務所に1名を派遣

3 留学生誘致・支援の推進

京都で学ぶ留学生を国内外から誘致し、卒業・修了後の京都での定着を進めていくこととしている。

事業名	事業内容
留学生総合支援事業	海外から留学生を積極的に受け入れ、彼らの知識や経験を地域の国際化・活性化に活かすため、オール

	<p>京都で留学生を誘致・支援する。</p> <p>○留学生スタディ京都ネットワーク事業 大学、府、京都市、経済界などで設立した「留学生スタディ京都ネットワーク」において、オンラインを活用しながら事業を実施し、オール京都で留学生の誘致から就職まで総合的に支援</p> <p>○きょうと留学生宿舎グループ事業 京都府が運営する留学生寮において入居留学生等に対する交流支援事業や生活ルールの指導等を行い、日本での自立した生活を支援するとともに、留学生同士や府民との相互理解や地域の国際化を推進</p>
京都府名誉友好大使任命事業	府内の留学生の中から知事が名誉友好大使として任命し、府や市町村・民間の国際化事業に参加・協力してもらうとともに、府政への提案や府のPR、出身地域の情報提供等、府の国際化を推進する原動力としての活動を依頼

4 多文化共生の推進

異なる文化を持つ人々が共に暮らし、安心して生活を送ることができる環境整備を進めていくこととしている。

事業名	事業内容
多文化共生推進事業	<p>府内における外国人住民の受け入れ環境の整備を図り、多文化共生を推進する。</p> <p>○外国人住民総合相談窓口事業 「京都府外国人住民総合相談窓口」において外国人住民に対する生活情報の提供・相談を実施</p> <p>○地域における日本語教育推進事業 「地域における日本語教育推進プラン（第2次）」に基づき、日本語教室空白地域における新たな教室の開設支援、オンライン日本語教室の開設、企業向けやさしい日本語研修の実施、専門人材の配置、日本語教育の推進に取り組む市町村の支援等を実施</p> <p>○多言語対応推進事業 オンライン通訳サービス等の活用により、外国人住民に対する円滑な多言語対応を推進</p> <p>○災害時多言語支援センター開設支援事業</p>

災害発生時に多言語支援センターを開設・運営できる体制を構築

5 旅券の発給

京都府旅券事務所及び各広域振興局の旅券窓口において旅券発給事務（地方自治法に基づく法定受託事務）を行っている。令和5年3月27日からは、電子申請を開始し、同年12月4日以降の電子申請については、クレジットカードによる納付も可能となった。

旅券については、各旅券事務所で作成していたところ、偽造・変造防止対策を大幅に強化した「2025年旅券」に変更されたことにより、令和7年3月24日申請受付分からは、国立印刷局で作成することとなった。また、これに伴い、申請から交付までの期間を変更した。（5日→10日（※閉庁日を除く。各広域振興局窓口も同日交付））

さらに、電子申請を促進するため、窓口申請に比べて電子申請の申請手数料が低くなるよう都道府県分の手数料改定を実施した。

時期を同じくして令和7年3月24日から、旅券の電子申請では、マイナポータルで戸籍情報が連携されるシステムが始動し、電子申請のさらなる利便性の向上が進められている。

また、府民サービスの向上のため、令和2年7月6日から、お子様連れや妊婦の方、障害のある方を対象に「きょうと子育て応援レーン」を設け、優先受付を行っている。さらに、旅券事務所内に安心して授乳及び搾乳ができるスペースを設置し、子育て世帯が旅券の申請から受け取りまで安心して手続きできる環境整備を図っている。

年	発行件数	対前年比 (%)	年	発行件数	対前年比 (%)
平 13	100,828	73.2	25	77,640	85.5
14	83,716	83.0	26	77,284	99.5
15	60,051	71.7	27	77,865	100.8
16	79,306	132.1	28	90,189	115.8
17	83,743	105.6	29	95,624	106.0
18	101,021	120.6	30	100,923	105.5
19	97,034	96.1	31/令和	106,711	105.7
20	88,259	91.0	2	30,960	29.0
21	93,947	106.4	3	11,704	37.8
22	97,310	103.6	4	28,570	244.1
23	92,081	94.6	5	84,178	294.6
24	90,777	98.6	6	90,391	107.4

(外務省旅券統計 1～12月)

6 国公賓等外国賓客の受入

京都迎賓館等において、京都を訪問する外国賓客を京都ならではの「もてなし」と「しつらい」で受け入れ、歴史や文化、自然との共生など京都への理解を深めていただく。

- 令和5年度受入実績2件（キルギス共和国大統領、
ブルネイ・ダルサラーム国皇太子）
- 令和6年度受入実績2件（ザンビア共和国大統領、イタリア共和国大統領）

VI 主要職員名簿

知事室長	畑中健司
知事室長付理事 (広報課長事務取扱)	法谷道哉
秘書課長	森江誠
秘書課参事 (秘書係長事務取扱)	金子尚香
秘書課参事	三浦孝昌
広報課参事	古川高浩
国際課長	山本隆裕
国際課参事	塩見康子
旅券事務所長	横井かをり

事 務 概 要

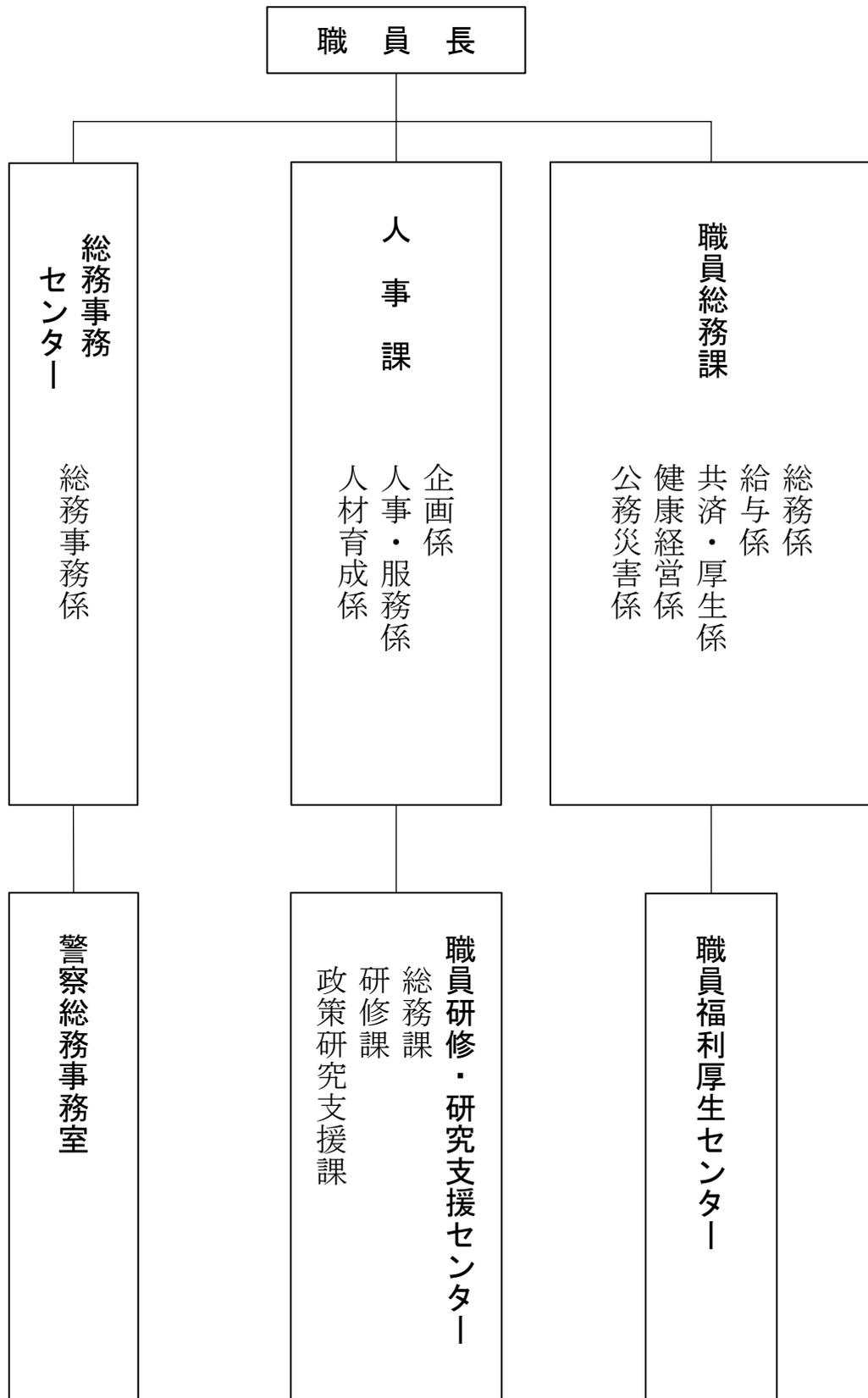
令和 7 年 6 月

知事直轄組織
(職 員 長)

目 次

I	知事直轄組織(職員長)組織図	1
II	令和7年度職員数	2
III	令和7年度歳出予算額	3
IV	事務分掌	4
V	事務概要	5
	職員総務課	5
	人事課	10
	総務事務センター	14
VI	主要職員名簿	15

I 知事直轄組織（職員長）組織図



Ⅱ 令和7年度職員数

(単位：人)

所 属		職員数	備 考
本 庁	職 員 総 務 課	29	職員長を含む。(会15) (会2) (会1)
	人 事 課	19	
	総務事務センター	7	
	警察総務事務室	—	
	計	55	
地域機関	職員研修・研究支援センター	4	(民間企業派遣を除く。)(再1)
	職員福利厚生センター	—	(会1)
	計	4	(再1、会1)
合 計		59	

※令和7年4月1日現在

(会：会計年度任用職員)
(再：暫定再任用職員)

Ⅲ 令和7年度歳出予算額

(単位：千円)

区分	令和7年度当初 A	令和6年度当初 B	A－B	A／B	備考
人件費	3,603,110	5,120,113	▲1,517,003	70.4%	
事務事業費	344,869	339,882	4,987	101.5%	
計	3,947,979	5,459,995	▲1,512,016	72.3%	

IV 事務分掌

1 職員総務課

- (1) 職員長所管事務の総合調整に関する事。
- (2) 職員長付職員の服務、給与等に関する事。
- (3) 職員の退職管理に関する事。
- (4) 職員の給与及び旅費に関する事。
- (5) 電子計算組織による給与事務の処理に関する事。
- (6) 職員の児童手当に関する事。
- (7) 職員団体との交渉に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 地方職員共済組合に関する事。
- (10) 恩給、退職年金等に関する事。
- (11) 職員福利厚生センターに関する事。
- (12) 職員の安全衛生及び健康の増進に関する事。
- (13) 地方公務員災害補償基金京都府支部の事務等に関する事。

2 人事課

- (1) 組織及び職員の定数に関する事。
- (2) 包括外部監査に関する事。
- (3) 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。
- (4) 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関する事。
- (5) 再任用に関する事。
- (6) 会計年度任用職員に関する事。
- (7) 職員の人事評価に関する事。
- (8) 職員の研修及び職員研修・研究支援センターに関する事。
- (9) 職員表彰に関する事。

3 総務事務センター

- (1) 職員の給与支給及び法定控除等に関する事。
- (2) 再任用職員等の社会保険及び労働保険の資格取得、喪失等の手続に関する事。
- (3) 通勤手当、扶養手当等の認定に関する事。
- (4) 旅費の審査及び出納に関する事。
- (5) 総務事務システムの運用管理並びに給与電算システム及び統合財務システムとの連携及び調整に関する事。

V 事 務 概 要

[職員総務課]

1 職員の退職管理

地方公務員法第 38 条の 2 から第 38 条の 6 までに規定する職員の退職管理に関する事務を行っている。

2 職員の給与及び旅費等

(1) 給与制度

職員の給与制度（給料及び扶養手当、期末・勤勉手当、退職手当などの諸手当）に関する規程の制定・改廃、運用・指導等の事務を行っている。

(2) 昇給・昇格

職員の昇給・昇格に関する事務を行っている。

(3) 給与電算システムの運用

電子計算組織による給与等の計算事務及び統計処理に関する事務を行っている。（府費負担教職員、警察官等を含む。）

(4) 旅費

職員の旅費制度に関する規程の制定・改廃、運用・指導等の事務を行っている。

(5) 児童手当

職員の児童手当制度に関する規程の制定・改廃、運用・指導等の事務を行っている。

3 職員団体との交渉

地方公務員法第 55 条に規定する職員団体との交渉に関する事務を行っている。

4 福利厚生事業

(1) 文化体育等厚生事業

地方公務員法第42条の規定により、職員の保健、元気回復その他厚生に関する計画の立案、実施に関する事務を行っている。

事業名	事業内容	備考								
文化体育事業	職員ふれあいフェスタの開催、スポーツ施設等利用助成、サークル活動助成等	府事業 共済組合事業 互助会事業								
保健事業	職員の元気回復と豊かな人間形成等を図るための保健事業 ▶主な保健事業（共済組合） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>健康相談</td> <td>地共済健康ダイヤル 心の健康相談窓口</td> </tr> <tr> <td>人間ドック</td> <td>外来人間ドック</td> </tr> <tr> <td>脳ドック</td> <td>脳MRI検査</td> </tr> <tr> <td>特定健康診査 特定保健指導</td> <td>生活習慣の改善指導等</td> </tr> </table>	健康相談	地共済健康ダイヤル 心の健康相談窓口	人間ドック	外来人間ドック	脳ドック	脳MRI検査	特定健康診査 特定保健指導	生活習慣の改善指導等	府事業 共済組合事業
健康相談	地共済健康ダイヤル 心の健康相談窓口									
人間ドック	外来人間ドック									
脳ドック	脳MRI検査									
特定健康診査 特定保健指導	生活習慣の改善指導等									

(2) 福利厚生施設の管理運営

職員の福利厚生施設として次の施設の管理運営に関する事務を行っている。

施設名	内容	備考
職員福利厚生センター	教養室、音楽ルーム、ライフプラン相談室、健康増進ホール、スポーツフロア ほか	【運営委託】 職員食堂（京都府庁生協） 【施設使用】 喫茶（ほっとはあと）、 歯科診療所（小野歯科）
職員住宅	世帯用 85戸 単身・独身用 190戸 計 275戸	

(3) 給付事業

ア 恩給等の給付

現行の共済制度ができる前に退職した者には、恩給法及び京都府吏員恩給条例に基づき恩給を支給しており、当該事務を行っている。

イ 共済組合による給付

区分	種類	給付内容
短期給付	保健給付	医療、出産、埋葬等の場合の給付
	休業給付	傷病等で休職したことにより給料の全部又は一部が支給されない場合の給付
	災害給付	水震火災、その他非常災害により、死亡又は住宅家財に損害を受けた場合の給付
	附加給付	上記給付に附加する給付
長期給付	退職給付	老齢厚生年金（退職共済年金）の給付
	障害給付	障害となった場合の障害厚生年金（障害共済年金）又は障害一時金の給付
	遺族給付	職員又は老齢厚生年金（退職共済年金）受給者が死亡した場合の遺族に対する給付

ウ 互助会による給付

遺児育英見舞金、障害見舞金、災害見舞金、その他給付に関する事務を行っている。

(4) 貸付事業

職員の福利厚生のため、地方職員共済組合京都府支部を通じて、職員に必要な生活資金、住宅資金、災害復旧資金等の各種貸付事業に関する事務を行っている。

5 職員の安全衛生、健康の増進

労働安全衛生法に基づき京都府職員安全衛生管理規程を制定し、安全衛生委員会の運営のほか、健康管理のための組織づくり、健康診断の実施、健康指導、メンタルヘルス対策等、職員の健康保持に関する事務を行っている。

事業名	対象者	事業内容
健康診断	全職員	労働安全衛生法に基づく検査項目等の健診
	関係職員	人間ドック 胃がん・大腸がん等検診、肺がん検診、乳がん・子宮がん検診、前立腺がん検診 各種業務健診（高気圧、放射線、有機溶剤、鉛、特定化学物質、粉じん、歯等、自動車運転、草刈、情報機器、災害復旧支援業務従事職員） 自発的メディカル検査、脳・心臓疾患予防検診、B型肝炎検診、ピロリ菌検査
予防接種	関係職員	破傷風・B型肝炎
メンタルヘルス対策	全職員	心の健康相談（巡回含む。）、管理監督者メンタルヘルスカウンセリング、ストレス調査事業、職場ドック、研修、その他地共済事業等
健康相談・健康の増進	全職員	健康専門相談、健康管理セミナー、健康管理医等のワンポイントアドバイス等

6 公務災害

地方公務員災害補償法に基づき職員総務課内に地方公務員災害補償基金京都府支部を設置し、公務災害及び通勤災害の認定、補償等の事務を行っている。

○ 地方公務員災害補償基金京都府支部の状況（令和6年度）

区分 団体	公務災害等 認定件数	備 考
京 都 府	249 件	
知事部局等	26	
教育委員会	107	
警察本部	116	
大 学 法 人	18	
府 内 市 町 村 (除京都市)	98	一部事務組合・財産区を含む。
計	365	

※ 認定件数には、公務外・通勤災害非該当等となったものも含む。

[人 事 課]

1 府の組織編成と職員定数管理

京都府では、簡素で効率的かつ迅速・的確にサービスを提供する府庁を実現するため、本庁・広域振興局の再編、府民サービスのワンストップ化や多様な主体との連携・協働の推進に取り組み、複雑・多様化する行政課題に対応可能な組織体制の構築に取り組んでいるところである。

令和7年度については、府政運営の羅針盤である京都府総合計画に基づき、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から「あたたかい京都づくり」を府民の皆様に実感いただけるよう、複雑・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応するために必要な執行体制を整備した。

○ 組織機構（令和7年4月1日現在、地方公営企業を含む。）

本 庁	知事直轄組織 8 部・1 局・7 室・86 課（室）・4 センター
地 域 機 関	72

また、職員定数については、簡素で足腰の強い執行体制を構築するため、事務・事業を見直す一方で、将来的にも生産年齢人口の減少が続き、職員数の確保が困難になることを見据え、全庁的な優先順位に基づき職員定数を重点配分する方式により、大規模災害や新興感染症、危険な盛土等による災害の未然防止などへの対応をはじめ、子育て環境日本一・京都の加速化や大阪・関西万博を契機とした京都全体の活性化に向けた取組などの重要課題に対し積極的に体制強化を図った。

2 包括外部監査の実施

地方公共団体のチェック機能を強化し、監査機能の「独立性」「専門性」を一層充実させるため、地方自治法において設けられた包括外部監査を実施している。

3 勤務時間その他勤務条件

勤務時間、休暇制度等の勤務条件に関する事務を行っている。

特に、時間外勤務の管理に関しては、令和元年5月1日付けで人事委員会規則が改正され、京都府においても時間外勤務の上限規制が導入されたことから、従来からの取組と合わせ、更なる時間外勤務の縮減に取り組んでいる。

また、職員のライフスタイルに適合したより柔軟な働き方の実現に向け、在宅勤務や時差出勤等について、通常の勤務形態の一つとして定着させるよう、取り組んでいる。

4 任免及び服務

(1) 採用

職員の採用に関する事務を行っている。

(2) 人事異動等

配置転換、昇任及び退職の発令に関する事務を行っている。

(3) 服務

懲戒、分限その他服務に関する事務を行っている。

5 人材育成、人事評価

(1) 人材育成等

人材確保・育成指針等に基づき、人材育成に係る企画立案・総合調整、優良職員の表彰等に関する事務を行っている。

(2) 人事評価

職員の人事評価に関する事務を行っている。

6 職員研修

職員研修・研究支援センターにおいて、職員の職務遂行能力、政策形成能力の向上、コンプライアンスの徹底等を図ることを目的として、府職員研修の実施、市町村等職員の研修の受託、研修に係る計画及び研究に関する事務を行っている。（以下は、令和7年4月策定の「職員研修・研究支援計画」における内容）

(1) 府職員の研修

ア センター研修

（令和7年度実施予定）

	実施回数	受研者数	延べ時間数
職務基本研修	20回	1,844人	152.3時間
実務支援研修	26	614	218.5
特別研修	10	212	136.5
人権研修	33	1,805	71.0
職場研修支援	1	80	1.8
計	90	4,555	580.1

イ 派遣研修

	自治大学校	大学院派遣	民間企業等
令和7年度実施計画	2人	1人	5人

ウ 職場研修・自己啓発支援

- ・OJT（職場研修）推進体制の整備
- ・OJT（職場研修）指導者の養成
- ・図書及び視聴覚教材の貸出
- ・人権問題等に係る教材機器の提供、講師あっせんなどの支援

(2) 市町村職員の研修

	実施回数	受研者数	延べ時間数
令和7年度実施計画	18回	620人	254時間

(注) 府職員との合同研修を含む。

※⑥実績：17 650 249.5

※⑤実績：18 617 251.5

7 政策研究支援

研修で培った政策形成能力を活かして、職員がより実践的な政策研究を行うことができる場（フィールド）を提供するため「ベンチャーチャレンジ職員育成事業」に対し必要な助言・指導・助成を実施するとともに、京都府立大学等と連携した職員の政策研究支援を実施している。

※ベンチャーチャレンジ職員育成事業

府政に関する課題について、職員が自主的に行う調査・研究事業

年度内に研究成果をとりまとめ、関係部局において翌々年度の事業化・予算化に向けて検討

[総務事務センター]

1 総務事務の集中処理

総務事務システム等により、各職員から入力された旅費の請求や各種手当の届出に係る審査・認定などの業務、給与の支給に関する業務などを集中処理している。

また、再任用職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員の社会保険及び労働保険の資格取得、喪失等の手続についても集中処理を行っている。

2 総務事務システム等の運用管理

総務事務システムの適正な運用管理並びに給与電算システムや統合財務システム等に必要なデータ連携を行うことにより、事務処理の効率化はもとより、正確性の向上と迅速な処理を推進している。

VI 主要職員名簿

職員長 (職員研修・研究支援センター所長事務取扱)	林 田 匡 民
職員長付理事 職員総務課長事務取扱 (職員福利厚生センター所長兼務)	牧 隆 志
参事	松 下 雅 彦
健康管理医 (総括)	内 山 和 彦
健康管理医 (精神保健担当)	柴 田 敬 祐
人事課長	坂 根 誠 一 郎
総務事務センター長	田 中 久 仁 子
職員研修・研究支援センター次長 (人事課長兼務)	坂 根 誠 一 郎
職員研修・研究支援センター 政策研究支援課長	川 勝 健 志

事務概要

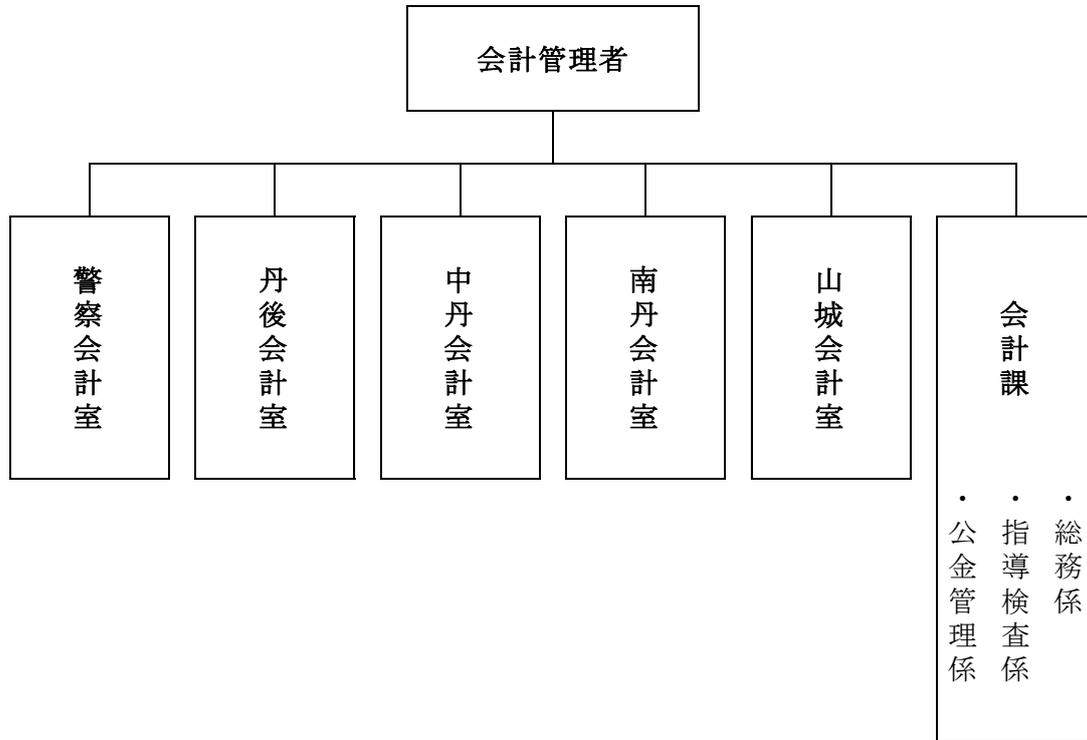
令和7年6月

知事直轄組織
(会計管理者)

目 次

I	知事直轄組織（会計管理者）組織図	1
II	令和7年度 職員数	1
III	令和7年度 歳出予算額	2
IV	事務概要	2
V	主要職員名簿	4

I 知事直轄組織（会計管理者）組織図



II 令和7年度 職員数

[単位：人]

所 属		職員数	備 考
本 庁	会 計 課	32	会計管理者、財務指導員6名を含む (併任職員1名)
	山城会計室	4	(併任職員1名)
	南丹会計室	3	(併任職員1名)
	中丹会計室	3	(併任職員1名)
	丹後会計室	3	(併任職員1名)
	警察会計室	4	(併任職員4名)
	小 計	49	
その他（兼務）		2	会計管理者付参事（総務事務センター長） 会計管理者付参事（財政課長）
合 計		51	

Ⅲ 令和7年度 歳出予算額

[単位：千円]

所管課	区 分	7年度当初 A	6年度当初 B	A - B	A / B	備考
会計課	人件費	316,207	325,329	▲ 9,122	97.2%	
	事務事業費	137,956	106,593	31,363	129.4%	
	合 計	454,163	431,922	22,241	105.1%	

Ⅳ 事 務 概 要

会計管理者は、地方自治法の規定に基づき、現金及び物品等の出納・保管、支出負担行為に関する確認、決算の調製、その他の会計事務を行っている。

また、国からの委任を受けて、国庫金の歳入徴収官、官署支出官としての事務を処理している。

1 公金の管理、会計の審査、決算の調製等

会計課では、現金・有価証券・物品の出納・保管、支出命令書等の審査、決算の調製等の会計事務を処理している。

公所等における会計事務については、各公所等に出納員を設置し、会計管理者の事務を委任して処理しているが、支出命令書等の審査等については、広域振興局単位に設置した専任の会計職員からなる会計室(京都市内公所に係る支出命令書等の審査等については会計課、警察署に係る支出命令書等の審査等については警察会計室)において、集中的に処理(公営企業会計を除く。)している。

公金の収納・支払の事務を取り扱わせるため、指定金融機関として京都銀行を、指定代理金融機関として南都銀行玉水支店を指定するとともに、各銀行・信用金庫・農業協同組合等を収納代理金融機関として指定している。

2 会計検査及び会計事務の指導

本庁、公所、財政援助団体、指定公金事務取扱者（徴収・収納・支出事務受託者）、指定金融機関等の会計検査及び会計事務の指導を行っている。

3 国庫金の歳入徴収、支出に係る事務

国庫金の歳入徴収官、官署支出官としての事務を処理している。

4 その他

総務事務に係る支出負担行為の確認及び現金（歳計現金、これに代えて納付される証券及び基金に属する現金）の保管（運用に限る。）に係る事務を処理している。

【参考】

➤ 出納員の設置状況（令和7年4月1日現在）

157名（知事部局58名、教育委員会70名、公安委員会29名）

➤ 指定金融機関等の指定状況（令和7年4月1日現在）

指定金融機関	1 法人	174 店舗	（6 出張所を含む）
指定代理金融機関	1 法人	1 店舗	
収納代理金融機関	28 法人	約 27,000 店舗	

➤ 検査等の実施状況（令和6年度）

本庁検査	135 課
公所検査	58 公所
団体検査	10 団体
銀行等検査	21 箇所
指定公金事務取扱者検査	10 団体

V 主要職員名簿

会計管理者	吉田ひろみ
会計課長	大路裕子
山城会計室長	安井祐子
南丹会計室長	石澤香織
中丹会計室長	笹田千鶴
丹後会計室長	谷口桂子
警察会計室長	千原英仁

事 務 概 要

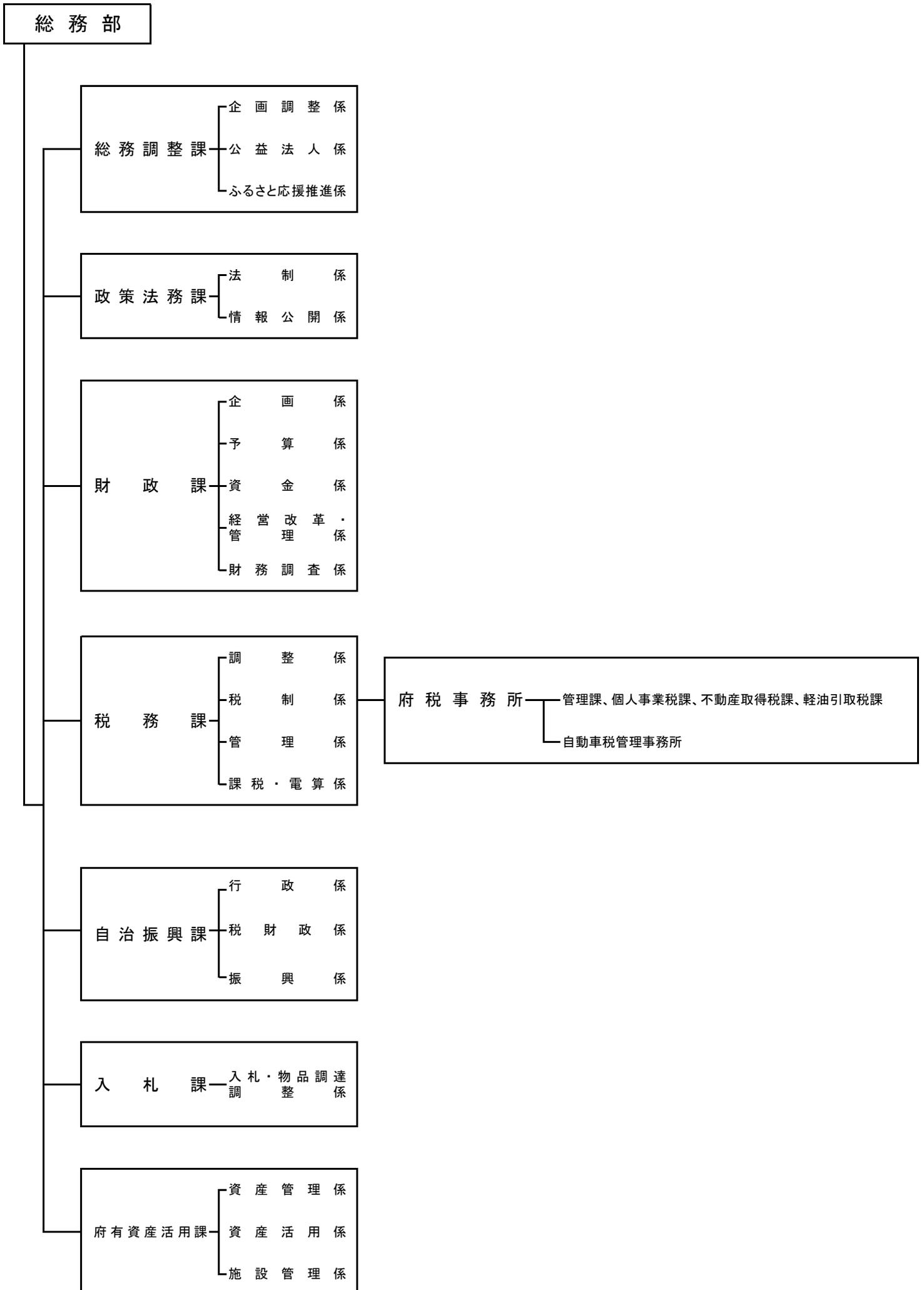
(令和 7 年度)

京 都 府 総 務 部

目 次

1	総務部組織図	1
2	職員配置数	2
3	令和7年度歳出予算額	3
4	事務概要	4
	総務調整課	4
	政策法務課	6
	財政課	8
	税務課	16
	自治振興課	19
	入札課	21
	府有資産活用課	23
5	主要職員名簿	24

1 総務部組織図



2 職 員 配 置 数

(単位：人)

所 属		職員数	備 考
本 庁	総務調整課	30	部長、副部长、市町村等派遣職員13人、過配3人を含む。 法務調査役を含む。 過配3人含む。 選管職員5人、市町村実務研修生9人を含む。
	政策法務課	12	
	財政課	23	
	税務課	30	
	自治振興課	35	
	入札課	12	
	府有資産活用課	16	
計		158	
地 方 機 関	府税事務所	94	過配1人含む。
	(自動車税管理事務所)	(19)	
	小計	94	
合 計		252	

(注1) 別途、京都地方税機構派遣職員131人

(注2) 再任用職員(パートタイム)を除く

(注3) 過配7名含む

4 事務概要

総務調整課

事務分掌

- (1) 部の重要事項の総合調整に関すること。
- (2) 公益法人及び公益信託に係る事務に関すること。
- (3) 部の人事及び組織に関すること。
- (4) 部に属する予算の経理に関すること。
- (5) 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- (6) 部内他課の主管に属さないこと。
- (7) 他の部局の主管に属さないこと。

主要事項の概要

(1) 京都府開庁記念日記念式典

京都府は、慶応^{うるう}4年閏4月29日、現在の太陽暦にして6月19日に開庁された。

この記念すべき日にちなみ、京都府政の推進に御尽力いただいた方々に敬意と感謝の意を表すとともに、今日の京都の礎を築いてこられた先人の英知に学び、明日の京都を築いていく決意を新たにすため、記念式典を昭和60年度から開催している。

(2) 公益法人等に対する指導等

ア 公益法人制度の適正な運用のため、立入検査による指導監督を行うとともに、個別相談等により法人運営の支援を行う。

令和7年4月1日現在の京都府所管の公益法人等の状況は、次のとおりである。

公益社団法人	公益財団法人	一般社団法人	一般財団法人	合計
90	165	47	80	382

イ 公益法人の公益性の認定について知事からの諮問を受けて答申を行うほか、公益法人に関する報告等を受けて知事への勧告等を行う京都府公益認定等審議会の事務局を所管している。

令和6年度の審議会の諮問・答申状況は、次のとおりである。

区分	件数	備考
審議会諮問	10	開催回数 6回

審 議 会 答 申	11	移行認定	0 件	移行認可	0 件
		公益認定	1 件		
		変更認定	3 件	変更認可	7 件

(3) 京都版市町村連携型ふるさと納税

府内市町村のふるさと納税の取組の底上げや充実を図ることにより、京都府内全体としての寄附の増加につなげ、府域の均衡ある発展に資するよう、府内市町村との緊密な連携の下、「京都版市町村連携型ふるさと納税」の取組を進めている。

(4) 府有資産の有効活用

府有資産の最大限の活用に向け、「府有資産利活用検討プロジェクトチーム」を設置し、未利用の府有資産に加え、利用中の施設も対象として活用の検討を進める。

政策法務課

事務分掌

- (1) 重要政策に関する法制上の指導及び調整に関すること。
- (2) 条例、規則、規程その他の重要文書の審査に関すること。
- (3) 公告式及び公文例並びに公印に関すること。
- (4) 公報の発行及び官報掲載事項に関すること。
- (5) 情報公開の総合企画及び調整に関すること。
- (6) 個人情報保護の総合企画及び調整に関すること。
- (7) 文書事務に関すること。

主要事項の概要

(1) 重要政策に関する法制上の指導及び調整

政策実現に効果的な立法等を行うため、条例立案等が各部局での確に執行されるよう指導及び調整を行っている。

(2) 法令審査及び文書事務等

ア 府条例、規則、規程その他の重要文書の審査を行うとともに、文書事務に関する指導を行っている。

令和6年度の法令審査等の状況は、次のとおりである。

条 例	規 則	訓 令	告 示
82 件	78 件	17 件	694 件

注 1 公布日（公報掲載日）で計上したものである。

2 条例は、知事提案分のみ計上したものである。

イ 行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、知事からの諮問を受けて答申を行う京都府行政不服審査会の事務局を所管している。

令和6年度の京都府行政不服審査会の諮問・答申状況は、次のとおりである。

区分	件数	備 考
諮問	9	開催回数 8回
答申	10	

(3) 京都府公報の発行

京都府公報発行規程に基づき京都府公報の発行に関する事務を行っている。

令和6年度における発行状況は、次のとおりである。

発行部数	発 行 回 数		
	通常号（毎週火曜・金曜）	号外（随時）	計
180 部	101 回	42 回	143 回

(4) 情報公開

京都府情報公開条例に基づく公開請求に対して、「公文書の公開」を実施するとともに、京都府が保有する行政情報を積極的に府民に提供している。

公文書の公開請求に対する決定について、請求者から審査請求があった場合に、実施機関からの諮問を受けて答申を行う京都府情報公開・個人情報保護審議会の事務局を所管している。

令和6年度の公文書公開請求等の状況は、次のとおりである。

区 分	件 数	備 考
公 開 請 求	24,997	公 開 23,674 件 部分公開 1,013 件 非公開 11 件 非公開(不存在等) 272 件 取下げ 23 件 非公開(公開請求拒否) 4 件
提 供 資 料 数	6,397	府民総合案内・相談センター等利用者数 4,384 人
審 議 会 諮 問	24	開催回数 10 回(うち 9 回は個人情報事案も審議)

(5) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて、府の個人情報の取扱いの指導、府民からの開示請求等の受付等を行っている。

個人情報の開示請求等に対する決定について、請求者から審査請求があった場合に、実施機関からの諮問を受けて答申を行う京都府情報公開・個人情報保護審議会の事務局を所管している。

令和6年度の開示請求等の状況は、次のとおりである。

区 分	件 数	備 考
開 示 請 求	1,829	開 示 261 件 一部開示 1,503 件 不開示 2 件 不開示(不存在等) 63 件 取下げ 0 件 不開示(開示請求拒否) 0 件
訂 正 請 求	2	
利 用 停 止 請 求	0	
是 正 申 出	3	
簡 易 開 示	10,066	知 事 30 件 教育委員会 9,381 件 人事委員会 87 件 警察本部 47 件 公立大学法人 521 件
審 議 会 諮 問	13	開催回数 10 回(うち 9 回は情報公開事案も審議)

財 政 課

事 務 分 掌

- (1) 府議会に関すること。
- (2) 予算の編成及び執行に関すること。
- (3) 行財政改革の企画、調整及び実施に関すること。
- (4) その他財政に関すること。

主要事項の概要

- (1) 議会関係
府議会の招集及び知事が提案する議案等の作成に関する事務を行っている。
- (2) 予算・財政関係
府予算の編成及び執行、財務調査、交付税の算定、財政状況の公表等に関する事務を行っている。（別表参照）
- (3) 資金関係
資金（歳計現金、歳入歳出外現金、基金（土地・貸付金等を除く））の運用に関する事務を行っている。
- (4) 基金関係
財政調整基金、土地基金、社会福祉施設等建設基金、産業振興施設建設基金、長期投資準備基金及び府債管理基金の管理に関する事務を行っている。（別表参照）
- (5) 府債関係
府債の発行、管理及び償還に関する事務を行っている。
- (6) 行財政改革関係
京都府行財政運営方針の推進及び出資法人等の運営改善に関する事務を行っている。
- (7) 自治功労者等表彰
京都府自治功労者（府議会議員）及び府議会議員永年勤続者の表彰に関する事務を行っている。
- (8) 一般会計の予備費を所掌している。
- (9) 宝くじに関する事務を所掌している。

① 令和7年度当初予算概要
 一般会計
 歳入

(単位 百万円、%)

区 分		本 年 度		前 年 度		比 較	
		予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比	(A)-(B)	(A)÷(B)
特 定 財 源	国庫支出金	73,274	7.1	77,256	7.8	△ 3,982	94.8
	使用料・手数料	11,157	1.1	10,989	1.1	168	101.5
	分担金・負担金	1,779	0.2	1,358	0.1	421	131.0
	財産収入	1,955	0.2	1,381	0.1	574	141.6
	寄附金	605	0.1	798	0.1	△ 193	75.8
	繰入金	29,911	2.9	22,589	2.3	7,322	132.4
	諸収入	161,972	15.7	162,157	16.3	△ 185	99.9
	府債	60,956	5.9	53,662	5.4	7,294	113.6
	小 計	341,609	33.2	330,190	33.2	11,419	103.5
一 般 財 源	府 税	297,000	28.8	284,000	28.5	13,000	104.6
	地方消費税清算金	128,700	12.5	121,000	12.2	7,700	106.4
	地方譲与税	54,276	5.3	49,169	4.9	5,107	110.4
	地方特例交付金	1,077	0.1	5,930	0.6	△ 4,853	18.2
	地方交付税	188,000	18.3	189,300	19.0	△ 1,300	99.3
	交通安全対策 特別交付金	400	0.0	400	0.0	0	100.0
	基金繰入金	-	-	-	-	-	-
	収益事業収入	2,900	0.3	3,100	0.3	△ 200	93.5
	繰越金	500	0.0	500	0.1	0	100.0
	その他収入	9,419	0.9	2,342	0.3	7,077	402.2
	府債	6,000	0.6	9,100	0.9	△ 3,100	65.9
	小 計	688,272	66.8	664,841	66.8	23,431	103.5
合 計		1,029,881	100.0	995,031	100.0	34,850	103.5

歳 出 (性質別)

(単位 百万円、%)

区 分	本 年 度		前 年 度		比 較	
	予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比	(A)-(B)	(A)/(B)
1 人 件 費	221,826	21.5	221,859	22.3	△ 33	100.0
2 物 件 費	32,129	3.1	31,652	3.2	477	101.5
3 維 持 修 繕 費	3,213	0.3	2,908	0.3	305	110.5
4 扶 助 費 ・ 補 助 費 等	541,215	52.6	516,153	51.9	25,062	104.9
5 普 通 建 設 事 業 費	85,223	8.3	78,556	7.9	6,667	108.5
補 助 事 業	41,662	4.1	38,829	3.9	2,833	107.3
単 独 事 業	43,561	4.2	39,727	4.0	3,834	109.7
6 災 害 復 旧 事 業 費	1,231	0.1	1,581	0.2	△ 350	77.9
補 助 事 業	931	0.1	1,281	0.1	△ 350	72.7
単 独 事 業	300	0.0	300	0.1	0	100.0
7 公 債 費	121,852	11.8	114,956	11.5	6,896	106.0
8 繰 出 金	16,020	1.6	16,688	1.7	△ 668	96.0
9 積 立 金	6,872	0.7	10,378	1.0	△ 3,506	66.2
10 そ の 他	300	0.0	300	0.0	0	100.0
合 計	1,029,881	100.0	995,031	100.0	34,850	103.5

歳 出 (目的別)

(単位 百万円、%)

区 分	本 年 度		前 年 度		(A) / (B)
	予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比	
議 会 費	2,010	0.2	1,969	0.2	102.1
総 務 費	45,740	4.4	40,682	4.1	112.4
民 生 費	186,692	18.1	181,911	18.3	102.6
衛 生 費	17,498	1.7	19,652	2.0	89.0
労 働 費	4,259	0.4	4,077	0.4	104.5
農 林 水 産 業 費	19,099	1.9	18,606	1.9	102.6
商 工 費	160,155	15.6	162,184	16.3	98.7
土 木 費	67,991	6.6	66,200	6.6	102.7
警 察 費	84,103	8.2	81,189	8.2	103.6
教 育 費	184,120	17.9	178,688	17.9	103.0
災 害 復 旧 費	1,337	0.1	1,681	0.2	79.5
公 債 費	122,420	11.9	115,816	11.6	105.7
諸 支 出 金	134,157	13.0	122,076	12.3	109.9
予 備 費	300	0.0	300	0.0	100.0
合 計	1,029,881	100.0	995,031	100.0	103.5

特別会計

(単位 百万円、%)

会計別	本年度(A)	前年度(B)	比較	
			(A) - (B)	(A) / (B)
営林事業	291	284	7	102.5
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業	381	381	0	100.0
農業改良資金助成事業等	87	90	△ 3	96.7
中小企業経営基盤強化資金助成事業	140	139	1	100.7
収益事業	29,540	29,728	△ 188	99.4
地域開発事業	105	69	36	152.2
公共用地先行取得事業	74	72	2	102.8
港湾事業	2,072	2,205	△ 133	94.0
公債費	281,701	321,539	△ 39,838	87.6
国民健康保険事業	218,865	221,706	△ 2,841	98.7
合計	533,256	576,213	△ 42,957	92.5

公営企業会計

(単位 百万円、%)

会計別	本年度(A)	前年度(B)	比較	
			(A) - (B)	(A) / (B)
電気事業	919	562	357	163.5
水道事業	10,689	8,348	2,341	128.0
病院事業	6,225	3,710	2,515	167.8
工業用水道事業	576	517	59	111.4
流域下水道事業	23,515	24,536	△ 1,021	95.8
合計	41,924	37,673	4,251	111.3

② 基金の状況

(単位 年度、千円/令和7年3月31日)

基金名	設置年度	設置目的	現在高
財政調整基金	昭和32	財政の健全化を図り、長期にわたる財源の調整を行うため	1,487,452
長期投資準備基金	63	京都府総合開発計画等長期的な計画に基づく府政発展の基盤となる大規模事業等を円滑に推進するとともに、財政の健全な運営を図るため	15,831,466
府債管理基金 〔財源対策債償還基金〕	平成4 (元)	府債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため	353,147,762
災害救助基金	昭和32	災害救助に必要な費用の財源に充てるため	1,161,486
社会福祉施設等建設基金	44	社会福祉施設、労働福祉施設、青少年健全育成施設、保健医療施設の建設事業に係る経費の財源に充てるため	40,100
産業振興施設建設基金	45	農林漁業、商工業等の振興を図るため	1,000
庁舎等整備基金	59	庁舎等の整備に要する経費の財源に充てるため	50,000
地域振興基金	平成元	市町村等と一体となって活力とうるおいのある地域づくりを推進し、地域の振興と府域の均衡ある発展に資するため	1,000
府民スポーツ振興基金	2	スポーツ・レクリエーションの振興を図り、府民の健康の増進・体力の向上に資するため	13,264
緑と文化の基金	2	優れた自然環境及び文化遺産その他の貴重な歴史的環境を保全するとともに、府民と自然とのふれあいの場の創出及び環境保全の意識の高揚を図り、もって豊かな京都を将来の府民に引き継ぐため	123,781
堂本印象美術館管理・運営基金	3	社団法人堂本美術館から寄付を受けた現金を京都府立堂本印象美術館の管理及び運営に要する経費の財源に充てるため	448,331
地域福祉基金	3	高齢化社会に対応し、地域における福祉及び保健に関する事業の推進を図るため	115,551
鉄道整備促進基金	3	府域における鉄道整備を促進し、府民の利便の向上と地域の活性化を図り府域の均衡ある発展に資するため	2,229
森林整備担い手対策基金	5	森林整備の担い手である林業従事者等の育成及び確保のための対策を推進し、森林の保全及び林業の振興を図るため	1,376,923
中山間ふるさと保全基金	5	中山間地域において、住民が共同して行う土地改良施設の多様な機能の維持、強化に係る活動等を推進し、農村の活性化を図るため	827,819
介護保険財政安定化基金	11	介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用の財源に充てるため	3,238,632
森林整備地域活動支援基金	14	森林施業の実施に不可欠な地域活動を確保し、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることを目的とした森林整備地域活動支援交付金の財源に充てるため	76,632
国民健康保険広域化等支援基金	14	国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用の財源に充てるため	0

基金名	設置年度	設置目的	現在高
産業廃棄物発生抑制等促進基金	平成17	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理の促進を図る事業に要する経費に充てるため	408,008
後期高齢者医療財政安定化基金	20	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業に必要な費用の財源に充てるため	983,650
文化財を守り伝える京都府基金	20	後世に残すべき京都の貴重な財産である文化財を保護するとともに、文化財に対する理解を深め、もって文化の永続的な向上発展に資するため	25,155
こども未来基金	20	保育所及び放課後児童健全育成事業に係る施設の整備その他の子どもを安心して育てることができる体制の整備並びに市町村が実施する妊婦に対する健康診査に係る事業に要する経費の財源に充てるため	1,151,758
府民の力応援基金	21	社会貢献活動（京都府社会貢献活動の促進に関する条例（平成15年京都府条例第31号）第1条第1項に規定する社会貢献活動をいう。以下同じ。）を行う団体との協働により府民が行う社会貢献活動を支援する事業に要する経費の財源に充てるため	74,351
農地中間管理事業推進基金	25	農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高速化の促進を図るための事業に要する経費の財源に充てるため	272,377
地域医療介護総合確保基金	26	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条に規定する事業に要する経費の財源に充てるため	5,480,692
国民健康保険財政安定化基金	27	国民健康保険の財政の安定化を図るため	1,681,726
豊かな森を育てる基金	28	森林の整備及び保全、森林資源の循環利用並びに森林の多様な重要性について府民の理解を深めることにより、森林の多面的機能を維持し、増進するための施策に要する経費に充てるため	77,457
母校応援ふるさと寄附基金	29	府立学校を卒業した者をはじめとする府立学校を応援する人々から広く寄附金を募り、これを活用することにより、府立学校における教育の振興に資するため	134,044
森林環境譲与税基金	令和元	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第2項各号に掲げる施策に要する経費に充てるため	95,693
向日町競輪場施設等整備基金	4	向日町競輪場の施設等の整備に要する経費の財源に充てるため	1,510,075
ふるさと応援寄附基金	5	ふるさと京都府を応援しようとする人々から広く寄附金を募り、これを活用することにより、市町村との連携の下に地域の振興及び府域の均衡ある発展を図るとともに、一人ひとりの夢や希望が実現できる京都づくりの推進を図るため	256,798
企業版ふるさと納税基金	5	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（府の認定地域再生計画（同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画をいう。）に記載されている事業に限る。）の推進を図るため	265,389
公立学校情報機器整備等基金	5	府並びに市町村、一部事務組合及び広域連合が行う、その設置する学校（学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）第2条第1項の学校をいう。）における学校教育の情報化の推進のために必要な情報通信機器その他の機器の整備等に要する経費の財源に充てるため	6,762,700

基金名	設置年度	設置目的	現在高
市町村未来づくり基金 (市町村振興基金)	平成 16 (昭和 38)	市町村未来づくり資金の貸付その他市町村の未来づくりに対する支援を円滑、効率的に行うため	8,265,915
土地基金	昭和 43	公用若しくは公共用に供する土地、公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため	4,312,939
用品調達基金	55	用品の集中購入を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うため	20,000

税 務 課

事 務 分 掌

- (1) 税務行政の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 府税職員の監察指導に関すること。
- (3) 府税の犯則取締りに関すること。
- (4) 府税の賦課徴収に関すること。
- (5) 府税の課税標準の調査及び検査の指導監督に関すること。
- (6) 法人の府民税及び事業税の分割に関すること。
- (7) 府税の審査請求及び訴訟に関すること。
- (8) 税務関係予算の経理に関すること。
- (9) 納税貯蓄組合に関すること。
- (10) 税理士に関すること。
- (11) 府税事務所等に関すること。
- (12) 税業務の共同化に関すること。

主要事項の概要

- (1) 令和5年度 府税・譲与税決算額（別表参照）
- (2) 令和5年度 事務所別府税徴収実績（別表参照）

令和5年度 府税・譲与税決算額

(単位:千円、%)

税 目		調 定 額	収 入 額		収入歩合
				対前年比	
府 民 税	個 人	78,884,933	77,563,285	97.6	98.3
		83,239,007	82,147,183	105.9	98.7
	法 人	10,723,530	10,583,905	97.5	98.7
		10,249,376	10,136,390	95.8	98.9
	利 子 割	251,952	251,952	46.5	100.0
		246,189	246,189	97.7	100.0
事 業 税	個 人	5,269,437	5,142,647	119.5	97.6
		4,495,131	4,352,688	84.6	96.8
	法 人	102,094,895	101,319,356	106.2	99.2
		101,830,150	101,081,087	99.8	99.3
地 方 消 費 税		42,710,750	42,710,750	91.0	100.0
		40,502,826	40,502,826	94.8	100.0
不 動 産 取 得 税		9,940,113	9,549,991	99.5	96.1
		10,765,135	10,271,680	107.6	95.4
府 た ば こ 税		2,659,851	2,659,821	105.2	100.0
		2,668,335	2,668,305	100.3	100.0
ゴ ル フ 場 利 用 税		764,871	764,871	101.4	100.0
		769,528	769,528	100.6	100.0
軽 油 引 取 税		14,761,842	14,521,169	100.8	98.4
		14,689,582	14,464,393	99.6	98.5
自 動 車 税 計		27,436,649	27,243,172	103.1	99.3
		27,588,517	27,374,621	100.5	99.2
自 動 車 税 (環 境 性 能 割)		2,562,848	2,562,848	136.8	100.0
		2,886,447	2,886,433	112.6	100.0
自 動 車 税 (種 別 割)		24,873,801	24,680,324	100.5	99.2
		24,702,070	24,488,188	99.2	99.1
鉱 区 税		508	508	99.2	100.0
		510	510	100.4	100.0
狩 猟 税		17,605	17,605	97.5	100.0
		18,207	18,207	103.4	100.0
産 業 廃 棄 物 税		141,496	141,496	92.4	100.0
		220,557	220,557	155.9	100.0
よ 旧 る 法 税 に	軽 油 引 取 税	232	232	77.3	100.0
		0	0	0.0	#DIV/0!
	自 動 車 取 得 税	35,375	35,375	5,597.3	100.0
		96,454	96,454	272.7	100.0
自 動 車 税	103,454	17,853	41.7	17.3	
	56,686	7,845	43.9	13.8	
府 税 合 計 ①		295,797,493	292,523,988	100.4	98.9
		297,436,190	294,358,463	100.6	99.0
特 別 法 人 事 業 譲 与 税		48,425,432	48,425,432	116.8	100.0
		48,615,184	48,615,184	100.4	100.0
地 方 揮 発 油 譲 与 税		1,451,677	1,451,677	94.7	100.0
		1,460,872	1,460,872	100.6	100.0
石 油 ガ ス 譲 与 税		51,328	51,328	93.8	100.0
		49,265	49,265	96.0	100.0
自 動 車 重 量 譲 与 税		265,318	265,318	159.3	100.0
		268,286	268,286	101.1	100.0
地 方 道 路 譲 与 税		0	0		
		0	0		
森 林 環 境 贈 与 税		111,524	111,524	99.7	100.0
		111,524	111,524	100.0	100.0
譲 与 税 合 計 ②		50,305,279	50,305,279	116.1	100.0
		50,505,131	50,505,131	100.4	100.0
総 計 ① + ②		346,102,772	342,829,267	102.4	99.1
		347,941,321	344,863,594	100.6	99.1

注) 収入額には還付未済額を含む。

上 段	令和4年度
下 段	令和5年度

令和5年度事務所別府税徴収実績

(単位:千円)

	事 務 所	調 定 額	収 入 額
府 税 事 務 所	京 都 東	4,464,764	4,254,458
	京 都 西	3,840,778	3,628,437
	京 都 南	12,574,230	12,288,737
	小 計	20,879,772	20,171,632
振 興 局	山 城	4,415,330	4,269,427
	山 城 南	2,506,130	2,360,695
	南 丹	1,118,345	1,047,662
	中 丹	691,365	675,696
	中 丹 西	1,761,393	1,740,889
	丹 後	509,221	490,095
	小 計	11,001,784	10,584,464
	自 動 車 税 管 理 事 務 所	26,598,195	26,599,830
	本 庁 税 務 課	238,956,439	237,002,537
	合 計	297,436,190	294,358,463
	前 年 度	295,797,493	292,523,988

注) 収入額には還付未済額を含む。

自治振興課

事務分掌

- (1) 市町村及び一部事務組合の行財税政に関すること。
- (2) 市町村の振興対策に関すること。
- (3) 市町村の地方交付税及び地方債に関すること。
- (4) 市町村の地方公営企業に関すること。
- (5) 固定資産評価審議会に関すること。
- (6) 選挙管理委員会に関すること。
- (7) 市町村行政に係る表彰等に関すること。
- (8) 市町村職員の厚生福利制度に関すること。
- (9) 行政書士に関すること。
- (10) 市町村の土地開発公社等に関すること。

主要事項の概要

(1) 市町村自治の振興

市町村の振興を図るため、広域振興局とも連携し、きょうと地域連携交付金や市町村未来づくり資金等による支援を行っている。

また、市町村の行財政基盤の強化を図るため、府・市町村の行財政連携や行政改革の取組に対する支援を行っている。

(2) 市町村の行財政支援

市町村、一部事務組合等における適正な行財政運営を確保するため、地方公務員制度や地方税、地方交付税、地方債等に係る地方財政制度の的確な運用を行うこととともに、市町村等の行財政改革の取組に対する助言・支援を行っている。

(3) 選挙管理委員会に関する事務

府選挙管理委員会の事務局として、衆参両院議員に係る選挙、府議会議員及び知事に係る選挙等の管理執行のほか、適正な選挙が執行されるよう市区町村選挙管理委員会に助言し、併せて有権者に対する啓発事業を行っている。

令和5年度 府内市町村普通会計決算の概要

(単位：百万円、%)

団体名	実質収支					実質 単年度 収支	年度末基金現在高				地方債残高		財政指標		
	歳入総額	歳出総額	形式収 支	翌年度 繰越額	計		財政調 整基金	減債基 金	その 他 特定目的 基金	計	臨時財 政対策 債	財政力 指 数	経常収 支比率	実質 公債 比率	
															計
福知山市	51,195	49,939	1,256	356	900	▲ 213	3,478	1,017	5,466	9,961	44,994	14,429	0.51	93.7	9.8
舞鶴市	39,666	38,580	1,086	434	653	414	4,497	1,054	4,636	10,187	33,731	13,996	0.62	93.9	13.2
綾部市	20,380	20,303	77	9	68	267	2,259	777	3,540	6,576	14,842	5,672	0.48	91.7	10.3
宇治市	72,613	71,237	1,377	499	878	▲ 129	3,458	3,486	3,510	10,454	38,039	18,247	0.70	93.0	▲ 1.0
宮津市	12,631	12,312	319	31	289	145	893	30	1,013	1,937	14,998	3,289	0.38	97.8	14.3
亀岡市	46,572	45,214	1,358	54	1,304	680	3,241	443	3,124	6,808	37,772	12,709	0.58	92.4	13.2
城陽市	34,060	33,604	456	379	76	▲ 37	860	83	3,837	4,780	40,352	11,389	0.59	98.9	10.8
向日市	25,164	23,379	1,785	83	1,702	▲ 56	2,403	13	3,471	5,887	16,563	8,448	0.68	93.4	2.1
長岡京市	38,191	36,500	1,691	243	1,448	▲ 466	4,205	0	4,739	8,945	36,730	13,383	0.76	96.7	2.6
八幡市	31,443	30,606	838	130	708	▲ 238	2,226	832	3,439	6,498	27,778	10,914	0.63	96.8	3.4
京田辺市	34,054	33,747	307	96	211	▲ 301	1,800	268	4,152	6,220	20,877	9,868	0.76	95.9	1.7
京丹後市	39,362	38,210	1,152	240	912	▲ 264	3,748	612	5,270	9,630	34,163	10,498	0.29	95.2	13.0
南丹市	25,966	24,740	1,227	112	1,114	▲ 254	2,565	1,094	3,920	7,579	20,648	6,950	0.31	97.3	12.7
木津川市	34,251	32,734	1,517	642	875	▲ 25	5,510	45	5,776	11,331	29,332	11,230	0.60	94.2	9.8
大山崎町	8,107	7,921	186	25	162	159	1,133	1,447	183	2,763	6,887	3,178	0.74	89.5	4.5
久御山町	8,668	8,252	416	27	388	646	4,279	0	1,087	5,366	3,046	537	1.11	82.4	1.1
井手町	7,950	7,389	561	136	425	597	2,392	1,827	2,880	7,099	5,020	1,290	0.36	73.9	▲ 0.5
宇治田原町	5,419	5,236	184	44	140	▲ 27	469	262	793	1,523	6,479	2,126	0.56	86.3	9.9
笠置町	1,598	1,542	56	43	13	▲ 90	440	195	185	820	1,478	462	0.19	98.7	6.3
和束町	4,276	4,217	60	14	46	6	972	1,263	570	2,804	4,191	928	0.18	85.4	10.7
精華町	15,767	15,557	211	44	167	▲ 6	1,160	421	1,493	3,074	13,940	6,077	0.70	97.3	10.2
南山城村	2,799	2,751	48	22	26	5	641	295	240	1,176	2,534	627	0.20	90.9	9.0
京丹波町	11,590	11,523	67	19	48	128	1,790	33	1,743	3,566	14,315	3,371	0.27	92.5	15.8
伊根町	4,587	4,201	386	178	208	76	826	1,159	578	2,563	4,044	358	0.10	86.4	9.1
与謝野町	12,361	12,295	65	40	25	▲ 20	1,515	87	2,590	4,192	12,109	3,656	0.27	95.3	17.6
14市計	505,549	491,103	14,446	3,307	11,139	▲ 476	41,144	9,755	55,893	106,792	410,819	151,022	0.56	95.1	8.3
町村計	83,123	80,884	2,239	593	1,647	1,474	15,616	6,988	12,342	34,947	74,043	22,610	0.43	89.0	8.5
京都市計	588,672	571,987	16,686	3,900	12,786	998	56,760	16,743	68,235	141,739	484,862	173,632	0.50	92.4	8.4
(参考)京都市	966,939	955,396	11,542	3,048	8,494	▲ 1,082	15,298	0	49,866	65,165	1,311,704	500,682	0.80	98.5	11.8
京都市含む	1,555,611	1,527,383	28,228	6,948	21,280	▲ 84	72,059	16,743	118,102	206,904	1,796,565	674,314	0.51	92.6	8.5

(注1) 財政力指数、実質公債費比率は3カ年平均(R3~R5)である。

(注2) 財政指標の14市計、町村計、京都市除き計及び京都市含む計は、単純平均である。

(注3) 表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

入札課

事務分掌

- (1) 公契約大綱の運用に関する事。
- (2) 入札執行及び入札制度に関する事。
- (3) 公募型プロポーザル方式の運用に関する事。
- (4) 物品・役務の調達に関する事。
- (5) 物品・役務の調達についての競争入札参加資格審査に関する事。
- (6) 集中管理自動車の運行・管理に関する事。

主要事項の概要

- (1) 公契約大綱の運用
「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスがとれた入札契約制度を構築するため、コンプライアンス対策や府内企業への発注の徹底、下請負人のしわ寄せ防止、事業活動における社会貢献を確保する取組等を進めている。
- (2) 府が発注する工事等の入札制度の改善、入札執行
府が発注する建設工事等に係る入札制度の改善に取り組むとともに、手続の透明性を高めるため、本庁発注案件の入札執行事務を工事発注部局から分離して実施している。
- (3) 「競争入札運用委員会」の運営
府が発注する建設工事等に係る業者の入札参加資格要件の決定等を行っている。
- (4) 公募型プロポーザル方式の運用
公募型プロポーザル運用委員会において、府が実施する公募型プロポーザル方式の採否を審査し、適切かつ統一的な運用を図っている。
- (5) 「政府調達苦情検討委員会」の運営
府が発注するWTO対象案件に関する供給者の苦情について、公平かつ独立した立場から検討している。
- (6) 「入札監視委員会」の運営
府が発注する建設工事、製造の請負、物品の買入れ及び委託役務業務（プロポーザル方式）について、入札・契約事務の事後審査を行っている。
- (7) 「建設工事総合評価競争入札委員会」の運営
建設工事に係る総合評価方式採用案件における落札者決定基準の設定及びその適否について意見聴取を行っている。
- (8) 「入札制度等検討委員会」の運営
府が実施する入札制度等に係る検証を行い、公契約大綱見直し等の改善方策等について検討している。

- (9) 物品の総括的な管理、物品・役務の集中調達
府が所有又は使用する物品の総括的な管理を行うとともに、本庁各課・各公所の一般用品・役務の調達事務を電子化して、集中調達を行っている。
- (10) 物品の優先調達
障害者雇用等の社会貢献や環境負荷低減に積極的な企業の拡大を図るため、こうした企業から物品等を優先調達する取組を推進している。
また、府庁グリーン調達方針を定め、環境に配慮した物品等の購入を行っている。
- (11) 府内中小企業に限定した物品調達の実施
府内中小企業の受注機会の増大を図り、府内中小企業の振興に資するため、事務用品等特定の 10 品目について、原則として府内中小企業に限定した入札等を実施している。
- (12) 集中管理自動車の運行・管理
行幸啓、国際交流等における府の賓客や府議会、各部局での幅広い業務遂行に資するため、集中管理自動車の運行を行っている。

<参考>

- 競争入札運用委員会（庁内）
設置：平成 19 年 4 月
実績：令和 6 年度 24 回開催
- 公募型プロポーザル運用委員会（庁内）
設置：平成 28 年 5 月
実績：令和 6 年度 15 回開催
- 京都府政府調達苦情検討委員会（外部委員による第三者機関）
設置：平成 8 年 6 月
実績：令和 6 年度開催なし
- 京都府入札監視委員会（外部委員による第三者機関）
設置：平成 15 年 6 月
実績：令和 6 年度 4 回開催（非公開審議含む）
- 京都府総合評価競争入札委員会（外部委員による第三者機関）
設置：平成 20 年 4 月
実績：令和 6 年度 3 回開催（非公開審議含む）
- 京都府入札制度等検討委員会（外部委員による第三者機関）
設置：平成 23 年 10 月
実績：令和 6 年度開催なし
- 入札参加資格審査、認証地域貢献企業、グリーン入札登録者の状況(令和 7 年 3 月 31 日)
 - ・ 入札参加資格登録者数（物品） 3,283 者
 - ・ 認証地域貢献企業登録者数 10 者
 - ・ グリーン入札登録者数 40 者

府有資産活用課

事務分掌

- (1) 府有財産の利活用等に係る企画・総合調整に関すること。
- (2) 府有財産（廃道・廃川敷を除く）の総括管理に関すること。
- (3) 庁舎等の維持管理、電話の保守管理に関すること。
- (4) 庁内の警備・取締り等に関すること。

主要事項の概要

- (1) 未利用施設等の利活用の推進
府民満足の最大化に向け、民間ノウハウの活用や新たな利活用手法も導入し、府有資産の利活用処分を進めている。
- (2) 旧本館の利活用の推進
府民の貴重な財産である府庁旧本館（平成16年12月、重要文化財指定）の利活用を推進するため、春・秋の公開事業、旧知事室の一般公開や正庁及び旧議場の貸付を実施している。
- (3) 施設の最適な維持保全
府立学校、警察署などの防災対策上緊急性の高い建物、常時多数の府民が利用している建物を優先し、計画的に耐震改修が実施されるよう総合調整を行うとともに、施設の最適な維持管理のため、全施設を対象とした自主点検結果に基づく建物評価を行い、適時、計画的な修繕に反映させることにより施設の長寿命化を図っている。

<参考>

- 府有財産の状況（5年度末、道路・河川・特別会計分を除く。）

建 物	延べ床面積	2,904,491.71 m ²
土 地		15,631,788.54 m ²

- 府有地の売却の状況（6年度）

一般競争入札 : 3件 約45百万円

- 旧本館の公開状況（来場者数）

(1)

実施時期	令和2年度 (※)		令和3年度 (※)		令和4年度 (※)		令和5年度		令和6年度	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
春・秋の公開事業	コロナ感染予防のため中止				280	11,100	3,900	15,100	4,000	
知事室等の一般公開	3,339		2,981		12,309		17,739		17,318	

【令和2年度】 一般公開を4～5月休止し、6月から人数制限・事前予約制により再開。

【令和3年度】 一般公開を4月26日～5月31日、8月20日～9月30日休止。
人数制限・事前予約制を継続。

【令和4年度】 一般公開の人数制限・事前予約制を7月に廃止。通常通りの運用を再開。
秋の公開事業は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ規模縮小して実施。
(1日のみ。例年は2週間程度を開催期間としている。)

5 主要職員名簿

総務部長	吉井俊弥
総務部副部長	福原敏幸
総務部理事 (総務調整課長事務取扱)	森田倫明
総務部理事 (税務課長事務取扱)	佐藤昌昭
総務部理事 (自治振興課長事務取扱)	山本茂樹
企画参事	上谷久高
政策法務課長	上田良幸
財政課長	山崎遼太郎
入札課長	野木孝洋
府有資産活用課長	大饗秀和
政策法務課参事	冠野義和
税務課参事	松岡実
自治振興課参事	行元裕昭
入札課参事	川勝律子
府有資産活用課参事	久保大輔
京都府税事務所長	小谷幸

事務概要

令和7年度

京都府監査委員事務局

1 監査委員の職務

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第195条第1項の規定による必置機関である。

委員の定数は4人（同条第2項）であり、京都府（以下「府」という。）では、識見を有する者のうちから選任された委員2人、議員のうちから選任された委員2人で構成されている。

委員名簿

議会選出委員 (2人)	能 勢 昌 博	非常勤	令和7年5月24日就任
	藤 山 裕 紀 子	非常勤	令和7年5月24日就任
識見委員 (2人)	森 敏 行	非常勤	平成28年12月26日就任
	橋 本 幸 三 ※代表監査委員	常勤	令和4年7月21日就任

監査委員は、自らが定めた監査基準（法第198条の4）に基づき、府の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（法第199条第1項）並びに府の事務の執行（同条第2項）の監査をはじめ、関係法令に基づき主として次の職務を行う。

2 監査委員が行う監査の種類

(1) 定期監査及び随時監査（法第199条第4項及び第5項）

① 財務監査

府の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象に、府の全機関に対し毎会計年度監査を行うとともに、府の重要構造物、防災、耐震化・長寿命化等の大規模工事については工事監査を実施。なお、必要に応じて随時に実施することもできる。

② 行政監査（法第199条第2項）

府の事務の執行について、必要があると認めるときは監査をすることができる。府では①の財務監査と併せ定期監査において実施。

令和7年度 監査対象機関等

	機関数等
本 庁	120機関
地 域 機 関	164機関
計	284機関(府の全機関)
工 事 監 査	10箇所

(2) 財政的援助団体等監査（法第199条第7項）

府が資本金、基本金等を出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体、補助金等の財政的援助を与えている団体等に対し、20団体程度を抽出して監査を実施

(3) 決算審査等

① 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

決算及び証書類その他地方自治法施行令で定める書類等をもって、毎会計年度、決算調製後に審査を実施

② 基金運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す書類をもって、毎会計年度、審査を実施

③ 健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条）

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類をもって、毎会計年度、決算調製後に審査を実施

④ 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項）

知事等が作成した、内部統制制度の整備状況及び運用状況に関する評価報告書の審査を実施

(4) 例月出納検査（法第235条の2第1項）

一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、基金及び企業会計（電気、水道、工業用水道、流域下水道及び病院）の現金出納を対象に毎月検査を実施

(5) その他、法令等に基づく監査

① 住民監査請求による監査（法第242条）

住民から、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があるとして監査の請求があったときに実施

② 府民簡易監査（京都府府民簡易監査規程）

府政に対する疑問や意見など、府民からの申立てを受けて行う府独自の制度として実施

③ その他

- ・ 直接請求による監査（法第75条）
- ・ 議会の請求による監査（法第98条第2項）
- ・ 知事の要求による監査（法第199条第6項）
- ・ 職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項及び地方公営企業法第34条）等

※ 外部監査人監査については、外部監査人の補助者に係る協議、包括外部監査契約に対する意見の表明、監査結果及びこれに対する措置状況の公表等を実施（法第252条の32、第252条の36、第252条の38等）

3 監査の結果等

監査委員は、上記監査等の結果に基づき意見等を形成し、監査等の結果に関する報告書等を決定のうえ、議会及び知事等に報告（必要に応じて勧告）等するほか、公報等により公表する。

令和6年度監査結果

区分	実施機関	実施結果	
		指摘	要望
定期監査	286 機関	18 件	0 件
工事監査	10 箇所	0 件	0 件
財政的援助団体等監査	20 機関	2 件	0 件
住民監査請求	請求件数	—	
	0 件	—	
府民簡易監査	申立件数	調査済	取下げ
	5 件	4 件	1 件

4 事務局の組織等

(1) 事務局の組織（令和7年4月1日現在）

		職員数 ()は兼務職員等	定数
事務局長	監査第一課	4 (3)	5
	課長	1	
	参事(兼務)	(1)	
	職員	3	
	(2名兼務)	(2)	
	監査第二課	5	5
	課長	1	
	参事(工事監査班長)	1	
	職員	3	
	監査企画室	3	3
	室長	1	
	職員	2	
	府民簡易監査室	2 (1)	2
	室長(兼務)	(1)	
	職員	2	

職員定数 16名

職員数 15名

(他に会計年度任用職員3名)

(2) 事務分掌

監査第一課

- 定期監査(財務監査、行政監査)に関すること。
- 財政的援助団体等の監査に関すること。
- 決算審査に関すること。
- 例月出納検査に関すること。
- 内部統制評価報告書審査に関すること。
- 行政監査に関すること。
- 監査結果等に関すること。
- 監査委員会議に関すること。
- 事務局の庶務に関すること。

監査第二課

- 定期監査(財務監査、行政監査、工事監査)に関すること。
- 財政的援助団体等の監査に関すること。
- 決算審査に関すること。
- 例月出納検査に関すること。
- 内部統制評価報告書審査に関すること。
- 行政監査に関すること。
- 監査結果等に関すること。

監査企画室

- 監査基準、監査計画に関すること。
- 定期監査(財務監査、行政監査)に関すること。
- 財政的援助団体等の監査に関すること。
- 決算審査に関すること。
- 基金運用状況審査に関すること。
- 健全化法判断比率等審査に関すること。
- 例月出納検査(総括)に関すること。
- 内部統制評価報告書審査に関すること。
- 行政監査に関すること。
- 監査結果等に関すること。
- 監査制度の調査等に関すること。

府民簡易監査室

- 府民簡易監査に関すること。
- 住民監査請求に関すること。
- 特別監査に関すること。
- 決算審査(総括)に関すること。
- 外部監査に関すること。

5 令和7年度の予算概要

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算額…①	令和6年度 当初予算額…②	増減①－②
人件費	170,583	175,878	△5,295
事務費	5,223	5,243	△20
計	175,806	181,121	△5,315

令和7年度監査計画

京都府監査基準第7条第1項に基づき、令和7年度監査計画を定める。

第1 実施方針

1 監査等の着眼点

(1) 合規性・正確性の確保

事務事業が法令に則って適正に行われているか、財務に関する数値は正確かなどの観点からの監査を行う。

実施に当たっては、監査基準第8条のリスクの概念を踏まえ、対象のリスクの内容と程度に応じた重点化を図り、効率的・効果的な監査を行う。

(2) 経済性・効率性・有効性（^{スリーイー}3E）の観点の重視

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的（より少ない費用で実施すること：Economy）、効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ること：Efficiency）かつ効果的（所期の目的を達成していること、また、効果を挙げていること：Effectiveness）に行われているかという観点を重視する。

2 共通的・制度的課題の検出

統合財務システム等の効果的な活用により監査の事前調査を充実強化するとともに、潜在する共通的・制度的課題の検出に努める。その結果、非効率な仕組み等に対しては、改善に向けた要望を積極的に発出することで、部局横断的・全庁的な是正を図る。

3 監査結果の実効性の確保

監査結果に対する処理状況の適切な点検により、再発防止や業務改善を確認する。

特に、重大な指摘事項については、監査委員会議において、対象機関に直接聴取り指導を行うなど、再発防止に向けた取組を徹底する。

また、監査結果のわかりやすい情報発信等に取り組むとともに、内部統制制度の中での再発防止が図られるよう、監査における指摘事例等について内部統制推進部局へ情報提供を行う。

4 質の高い監査の実施

内部の事例・課題検討会の充実強化を図るとともに、専門性の高い外部講師による研修等を積極的に行うことにより、監査委員を補助する事務局職員の専門性の向上に取り組み、3Eの観点等を重視した質の高い監査を実施する。

第2 監査等の種類、対象、時期等

1 監査基準第2条による区分

(1) 財務監査

ア 定期監査

府の全 284 機関を対象に、監査委員による監査と事務局職員による事前調査(事務局調査)を、それぞれ実地(現地)または書面により別紙のとおり実施する。

令和6年度(一部監査日までの現年度分を含む。)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とする。

イ 随時監査

定期監査のほか、必要があると認められるときは、随時監査を実施する。

(2) 行政監査

府の事務の執行を対象に、定期監査と併せて実施する。

なお、必要があると認められる場合は、特定の事務の執行を対象に、定期監査とは別に実施する。

(3) 財政的援助団体等監査

府が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体等について、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を対象として実施する。

監査の対象とする団体については、別途定める実施計画に基づき 20 団体程度を選定して行う。

(4) 決算審査

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された決算その他関係書類を対象として、法令等に適合し、かつ、正確であるか審査する。実施に当たっては、定期監査と併せて部局ごとの監査委員審査を行う。

なお、審査意見の提出に当たっては、知事との意見交換を行う。

(5) 例月出納検査

毎月例日を定めて、一般会計、特別会計、公営企業会計及び基金に属する現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、出納事務が正確に行われているか検査する。

(6) 基金運用状況審査

地方自治法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された基金の運用の状況を示す書類を対象として、計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

なお、審査意見の提出に当たっては、知事との意見交換を行う。

(7) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象として、法令等に適合し、かつ、正確であるか審査する。

なお、審査意見の提出に当たっては、知事との意見交換を行う。

(8) 内部統制評価報告書審査

知事等が作成した内部統制評価報告書を対象として、知事等による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。

なお、審査意見の提出に当たっては、知事との意見交換を行う。

実施期間、報告・公表時期

区 分	実施期間	報告・公表
(1)財務監査（定期監査）	令和7年4月～8年3月	年4回
(2)行政監査		第4回の報告時に年間総括
(3)財政的援助団体等監査	令和7年6月～8年3月	上記と一括
(4)決算審査	令和7年6月～9月	令和7年9月
(5)例月出納検査	毎翌月末頃 (監査委員会議と同日)	実施後、速やかに
(6)基金運用状況審査	令和7年6月～9月	令和7年9月
(7)健全化判断比率等審査		
(8)内部統制評価報告書審査		

2 工事監査

令和6年度に完成した大規模工事を対象として実施する。

監査の対象とする工事については、別途定める実施計画に基づき10箇所程度を選定して行う。

3 重点項目監査

これまでの監査結果や社会情勢等を踏まえ、特定のテーマを設定して行う。

令和7年度のテーマは、次の2点とする。

- ・ 行政財産使用料等の取扱いについて
- ・ 毒物及び劇物の取扱いについて

(別紙)

令和7年度 監査対象機関等

※実地監査：監査委員が意見交換等により行うもの（それ以外のは書面監査）

本 庁			
区分	部 局 名	課（室）等名	同時執行（本庁経理）
実 地 監 査 (現地事務局調査)	知事直轄組織 〈9〉	秘書課、広報課、国際課、職員総務課、人事課 総務事務センター、会計課 〈7〉	旅券事務所、職員福利厚生センター 〈2〉
	危機管理部 〈4〉	危機管理総務課、災害対策課、原子力防災課、消防保安課 〈4〉	
	総務部 〈8〉	総務調整課、政策法務課、財政課、税務課、自治振興課 入札課、府有資産活用課 〈7〉	選挙管理委員会 〈1〉
	総合政策環境部 〈12〉	総合政策室、地域政策室、政策環境総務課、万博・地域交流課 情報政策課、デジタル政策推進課、企画統計課、大学政策課 脱炭素社会推進課、循環型社会推進課、自然環境保全課 環境管理課 〈12〉	
	文化生活部・ 文化施設政策監 〈14〉	人権啓発推進室、文化政策室、文化生活総務課、文化芸術課 スポーツ振興課、文教課、安心・安全まちづくり推進課 男女共同参画課、府民総合案内・相談センター 消費生活安全センター、生活衛生課 文化施設政策監付 〈12〉	交通事故相談所 動物愛護センター 〈2〉
	健康福祉部 〈12〉	こども・子育て総合支援室、健康福祉総務課、高齢者支援課 医療保険政策課、リハビリテーション支援センター 地域福祉推進課、障害者支援課、家庭・青少年支援課 健康対策課、医療課、薬務課 〈11〉	救急医療情報センター 〈1〉
	商工労働観光部 〈14〉	労働政策室、観光室、産業労働総務課、中小企業総合支援課 産業振興課、染織・工芸課、産業立地課、経済交流課 文化学術研究都市推進課、雇用推進課、人材育成課 〔(港湾局) 港湾企画課、港湾施設課〕 〈13〉	労働委員会事務局 〈1〉
	農林水産部 〈11〉	農政課、農村振興課、経営支援・担い手育成課 流通・ブランド戦略課、農産課、畜産課、水産課 林業振興課、森の保全推進課 〈9〉	京都乙訓農業改良普及センター、内水面漁場管理委員会 〈2〉
	建設交通部 〈20〉	監理課、指導検査課、用地課、道路計画課、道路建設課 道路管理課、交通政策課、河川課、砂防課、都市計画課 建築指導課、住宅政策課、住宅整備課、営繕課 公営企業経営課、水道政策課、下水道政策課 〔(港湾局) 港湾企画課、港湾施設課〕 〈19〉	収用委員会 〈1〉
	議会事務局 〈1〉		〈1〉
	監査委員事務局 〈1〉		〈1〉
	人事委員会事務局 〈1〉		〈1〉
	教育庁 〈14〉	高校改革推進室、総務企画課、管理課、教職員企画課 教職員人事課、福利課、学校教育課、特別支援教育課 高校教育課、教育DX推進課、保健体育課、社会教育課 文化財保護課 〈13〉	埋蔵文化財事務所 〈1〉
	警察本部 〈1〉	本部 〈1〉	
計 〈120〉		〈109〉	〈11〉

(注) 1 〈 〉書きは、部局ごとの監査対象機関数

2 〔(港湾局) 港湾企画課、港湾施設課〕は、商工労働観光部及び建設交通部の共管で、各部にそれぞれ計上しているため、計からは重複分を除外

3 同時執行機関は、本庁において経理を行っている機関

地 域 機 関

区分	京都市内	山城地域	南丹地域	中丹地域	丹後地域
実 地 監 査 (現地事務局調査) <59>	府税事務所 京都学・歴史館 精神保健福祉総合センター 中小企業技術センター 京都土木事務所 総合教育センター 北稜高校、朱雀高校 聾学校 中京警察署、山科警察署 右京警察署	山城広域振興局 (10) 自転車競技事務所 洛南病院 流域下水道事務所 乙訓教育局 乙訓高校 八幡支援学校 田辺警察署	南丹広域振興局 (5) 病虫害防除所 農林水産技術センター (農林センター(森林技術センター)) 亀岡高校	中丹広域振興局 (8) 福知山児童福祉所 福知山高等技術専門学校 農業大学校 農林水産技術センター (畜産センター(淀高原牧場)) 公営企業管理事務所 工業高校	丹後広域振興局 (5) 看護学校 丹後家畜保健衛生所 峰山高校
	<12>	<17>	<8>	<14>	<8>
書 面 監 査 (現地事務局調査) <5>	家庭支援総合センター 京都林務事務所 北嵯峨高校	宇治児童福祉所 府営水道事務所			
	<3>	<2>			
書 面 監 査 (書面事務局調査) <105>	職員研修・研究支援センター 消防学校 東京事務所 植物園 体育館 保健器械研究所 計量検定所 京都高等技術専門学校 陶工高等技術専門学校 京都障害者高等技術専門学校 図書館 山城高校、清明高校 鴨沂高校 洛北高校・附属中学校 洛東高校、鳥羽高校 嵯峨野高校 北桑田高校、桂高校 洛西高校、桃山高校 東稜高校、洛水高校 京都すばる高校 盲学校 川端警察署、上京警察署 東山警察署、下京警察署 下鴨警察署、伏見警察署 南警察署、北警察署 西京警察署	農林水産技術センター (茶業研究所) 農林水産技術センター (生物資源研究センター) 山城家畜保健衛生所 山城教育局 山城郷土資料館 向陽高校、西乙訓高校 東宇治高校、菟道高校 城南菱創高校 城陽高校、西城陽高校 京都八幡高校 久御山高校 田辺高校、木津高校 南陽高校・附属中学校 向日が丘支援学校 宇治支援学校 城陽支援学校 井手やまぶき支援学校 南山城支援学校 向日町警察署 宇治警察署、城陽警察署 八幡警察署、木津警察署	湊陽学校 南丹家畜保健衛生所 林業大学校 大野ダム総合管理事務所 南丹教育局 南丹高校 園部高校・附属中学校 農芸高校 須知高校 丹波支援学校 亀岡警察署 南丹警察署	中丹家畜保健衛生所 中丹教育局 綾部高校 福知山高校・附属中学校 大江高校 東舞鶴高校 西舞鶴高校 中丹支援学校 舞鶴支援学校 綾部警察署 福知山警察署 舞鶴警察署	織物・機械金属振興センター 農林水産技術センター (丹後農業研究所) 農林水産技術センター (海洋センター) 水産事務所 海区漁業調整委員会 丹後教育局 丹後郷土資料館 海洋高校 宮津天橋高校 丹後緑風高校 清新高校 与謝の海支援学校 宮津警察署 京丹後警察署
	<100>	<35>	<27>	<12>	<12>
計 <164>	<50>	<46>	<20>	<26>	<22>

(注) 広域振興局の()は保健所、土木事務所、土地改良事務所、農業改良普及センターを含む機関数

- ・土木事務所 : 乙訓、山城北、山城南、南丹、中丹東、中丹西、丹後
- ・保健所 : 乙訓、山城北、山城南、南丹、中丹東、中丹西、丹後
- ・土地改良事務所 : 山城、南丹、中丹、丹後
- ・農業改良普及センター : 山城北、山城南、南丹、中丹東、中丹西、丹後

令和7年度 工事監査対象工事

区分	工 事 名	担当部局	施工場所
重 要 構造物	京都府危機管理センター（仮称）整備 工事（建築工事）	危機管理部	京都市
	網野岩滝線（外村 <small>とのむら</small> バイパス）民安関連 道路新設改良工事	建設交通部 （丹後広域振興局）	京丹後市
	府立丹波支援学校教室棟新築工事 （建築工事）	教育委員会	南丹市
防 災	桂川（亀岡）広域河川改修（加速化1 級・防災安全）工事	建設交通部 （南丹広域振興局）	亀岡市
	下倉川災害関連緊急砂防工事	建設交通部 （中丹広域振興局）	舞鶴市
	桂川右岸流域下水道幹線管渠工事（雨 水南幹線前小川接続施設管渠）	建設交通部	向日市
耐震化・ 長寿命化	京都府立体育館屋上防水改修等工事 （再）	文化生活部	京都市
	府営農村地域防災減災事業川北奥池 地区ため池改修工事	農林水産部 （中丹広域振興局）	福知山市
	枚方山城線（開橋）道路メンテナンス （橋修）工事	建設交通部 （山城広域振興局）	精華町
	重要文化財地主神社本殿及び拝殿保存 修理工事（屋根工事）	教育委員会	京都市
	計 10 箇所		

事務概要

令和7年度

京都府人事委員会事務局

連絡先

西村 事務局長 : 075-414-5630
石塚 次長(総務任用課長) : 075-414-5635
磯 職員課長 : 075-414-5640

総務任用課

総務任用係 : 075-414-5636・5648
職員課
給与係 : 075-414-5645
審査係 : 075-414-5637

1 人事委員会の構成及び運営について

人事委員会は、地方自治法第180条の5及び地方公務員法第7条の規定により、京都府人事委員会設置条例で設置され、委員3名をもって構成する合議制の執行機関です。

その業務内容は、地方公務員法第8条に定められており、

- 職員の採用及び昇任に係る競争試験及び選考の実施（教育公務員を除く。）、
- 職員の給与等に関する調査と報告及び勧告、
- 職員の勤務条件に関する措置の要求についての審査・判定等及び不利益な処分についての審査請求に対する裁決その他の職員の苦情の処理、
- 労働基準監督機関としての職権行使、
- 人事委員会規則の制定 等を行っています。

これらの審議又は調査研究を行うため、定例会を毎月第2週及び第4週にそれぞれ1回開催することを例とし、また、必要に応じて臨時会が開催されます。

令和6年度の開催状況は、次のとおりです。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
回数	2	2	2	2	2	4	3	2	3	2	2	4	30

なお、人事委員会の委員は、次のとおりです。

職名	氏名	常勤・非常勤の別	就任年月日	備考
委員長	つじ きちこ 辻 幸子	非常勤	令和4年10月14日 〔第1期就任 平成30年10月14日〕 〔第2期就任 令和4年10月14日〕 〔委員長就任 令和6年8月9日〕	(現)医師
委員 (委員長職務代理者)	さかた ひとし 坂田 均	非常勤	令和5年7月12日 〔第1期就任 令和元年7月12日〕 〔第2期就任 令和5年7月12日〕 〔委員長就任 令和4年7月29日〕 〔委員長就任 令和6年8月8日〕	(現)弁護士
委員	うえだ としかつ 上田 敏勝	非常勤	令和6年7月28日 〔第1期就任 令和6年7月28日〕	(元)京都府知事室長

(※委員の任期は4年)

2 人事委員会の業務について

(1) 地方公務員法第5条第2項の規定による意見の表明

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、その都度意見を述べています。

(2) 任 用

「職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」という、地方公務員法第15条に規定する任用の根本基準に基づき、職員の採用及び昇任に係る競争試験及び選考の業務を行っています。

職員の採用は、原則として競争試験によるものとし、人事委員会規則で定める場合には、選考によることができるものとされています。（地方公務員法第17条の2第1項）

ア 競争試験

毎年度おおむね一類、二類、公立学校職員、警察事務職員、警察官の各採用試験を行っています。

また、昨年度に引き続き、就職氷河期世代の方を対象とした採用試験を実施しました。

採用試験の状況

年 度	申 込 者 数	合 格 者 数
令和6年度	3,031人	766人
令和5年度	2,991人	679人

令和7年度においては、次のとおり5種類の採用試験の実施を計画しています。

採用試験の種類		第1次試験日
京都府職員（一類）採用試験	技術系・第1回	3月31日～4月7日 4月9日～4月20日
	行政、福祉	6月15日
	技術系・第2回	9月22日～9月29日 9月22日～10月5日
	技術系・第3回	12月11日～12月18日 12月11日～12月25日
京都府職員（二類）採用試験		9月28日
京都府公立学校職員採用試験（学校事務職員・学校図書館司書・学校施設管理職員）		
京都府職員（警察事務）採用試験		
京都府警察官採用試験	第1回	5月11日
	第2回	9月21日

イ 選 考

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者の雇用促進のため、障害者を対象とした職員採用選考試験を実施しています。

なお、令和3年度試験から、身体障害者に加え精神障害者も対象として実施しています。

障害者（身体・精神）を対象とした職員採用選考試験の状況

年 度	申 込 者 数	合 格 者 数
令 和 6 年 度	115 (0) 人	19 (0) 人
令 和 5 年 度	110 (0) 人	13 (0) 人

() は内数で点字受験申込者の数

ウ 職員人材確保の取組

京都府職員採用試験への受験を促すため、大学での説明会を開催するとともに、京都府が求める人材像や職員として働くことのやりがいをアピールする「職員採用試験ガイダンス」を開催しています。

▶ 職員採用試験ガイダンス開催状況

開 催 日	場 所	参加者数	内 容
令和6年 5月20日(月)	対面開催	8名	(選考試験保健師対象) ・試験概要の説明 ・先輩職員の仕事内容・ワークライフバランス紹介
5月20日(月)	対面開催	122名	(一類試験(行政、福祉)対象) ・試験概要の説明 ・先輩職員の仕事内容・就活経験談紹介
8月7日(水)	対面開催	83名	(二類等試験対象) ・求める人材及び試験概要の説明 ・先輩職員の仕事内容紹介
令和7年 3月5日(水)	Web開催	153名	(一類試験(技術系・第1回)対象) ・求める人材及び試験概要の説明 ・各職種職員の仕事内容・ワークライフバランス紹介
3月21日(金)	対面・ Web開催	46名	(二類等試験対象) ・求める人材及び試験概要の説明 ・先輩職員の仕事内容紹介・職場見学会

▶ 大学説明会開催及び合同企業説明会等への参加状況

年 度	実施回数(延べ)	内 容
令 和 6 年 度	61回	・求める人材及び試験概要の説明 ・先輩職員等から職員生活、業務内容等について説明した後、質疑応答を実施
令 和 5 年 度	37回	

▶ 府ホームページでの情報発信、メールマガジン及びLINEメッセージの配信

採用試験や説明会等に関する最新の情報を府ホームページに掲載するとともに、メールマガジンやLINEメッセージにより配信する取組を実施しています。

(3) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について、地方公務員法第 24 条に定める根本基準に基づき、次の業務を行っています。

ア 給与等に関する報告及び勧告

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされ、人事委員会は、その講ずべき措置について勧告することができることとなっています。また、給与は、職務と責任に応ずるものでなければならず、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされています。（地方公務員法第 14 条・第 24 条）このような人事委員会勧告の制度のもと、本委員会は、職員を取りまく諸条件の状況を調査・検討し、毎年、府議会議長及び知事に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行っています。令和 6 年度においては、10 月 22 日に行いました。

イ 人事委員会規則等の制定、改廃

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、条例で定めることとされており（地方公務員法第 24 条第 5 項）、本府においては、「職員の給与等に関する条例」をはじめ、関係条例が制定されています。

人事委員会は、これらの条例の委任に基づき、「職員の給与、勤務時間等に関する規則」をはじめ、必要な人事委員会規則等の制定又は改廃を行っています。

ウ 承認、同意等

「職員の給与等に関する条例」及び「職員の給与、勤務時間等に関する規則」等の規定により、職員の給与の決定等については、人事委員会の承認、同意等を要するものがあり、各任命権者の申請に基づき、その都度承認等を行っています。

(4) 公平制度

人事行政の公正な執行を確保し職員の利益を保護するため、人事委員会は、職員から給与、勤務時間その他の「勤務条件に関する措置の要求」又は自己の意に反する不利益な処分を受けたとして「不利益処分についての審査請求」があった場合には、これを審査することとされており、また、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する「苦情相談」があった場合には助言等を行うなどこれを処理することとされています。

令和 6 年度措置要求、審査請求、苦情相談の処理件数の状況

	前年度から繰越	新規事案	年度中終了	次年度繰越
措置要求	0 件	0 件	0 件	0 件
審査請求	2 件	1 件	2 件	1 件
苦情相談	1 件	26 件	23 件	4 件

(5) 労働基準法及び労働安全衛生法上の職権行使

労働基準法及び労働安全衛生法並びにこれらの法律に基づく命令を職員に適用する場合、一般官公署及び教育、研究又は調査の事業に従事する職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権については、人事委員会が行使することとされています。

ア 労働基準法、労働安全衛生法等に基づく諸手続

「一斉休憩の除外届出」、「宿日直勤務許可」等労働基準関係法令に基づく諸手続及び「ボイラー等の性能検査結果報告の受理」、「衛生管理関係の報告の受理」等労働安全衛生関係法令に基づく諸手続の事務を行っています。

労基法、安衛法に基づく処理件数の状況

年 度	労基法関係	安衛法関係	合 計
令和6年度	76件	224件	300件
令和5年度	111件	259件	370件

イ 事業場調査等

労働基準法上の労働条件の基準及び労働安全衛生法上の安全衛生の基準に適合しているか否かについて所管事業場を調査し、必要な指示・指導を行い、勤務条件及び執務環境の維持改善に努めるとともに、毎年、全事業場の管理監督者等を対象として、職員の勤務条件及び安全衛生に関する講習会を開催し、その周知・指導を行っています。

令和6年度は所管事業場（180事業場）を対象に書面調査を行うとともに、うち40事業場（45箇所）について実地調査を行いました。また、管理職員のための職場のメンタルヘルスをテーマに講習会を開催し、職場環境への問題意識を高める工夫をしました。

(6) 職員団体の登録

「職員団体の登録に関する条例」に基づき、職員団体としての登録申請や登録事項の変更申請があった場合、人事委員会は、その申請内容が地方公務員法の規定に適合するものであるときは、規約及び申請書の記載事項を登録・変更しています。

現在、人事委員会に登録されている職員団体は、12団体です。

(7) 職員団体等の規約の認証

「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」に基づき、職員団体等から規約の認証申請があった場合、人事委員会は、その申請内容が同法の規定に適合するものであるときは、規約を認証しています。

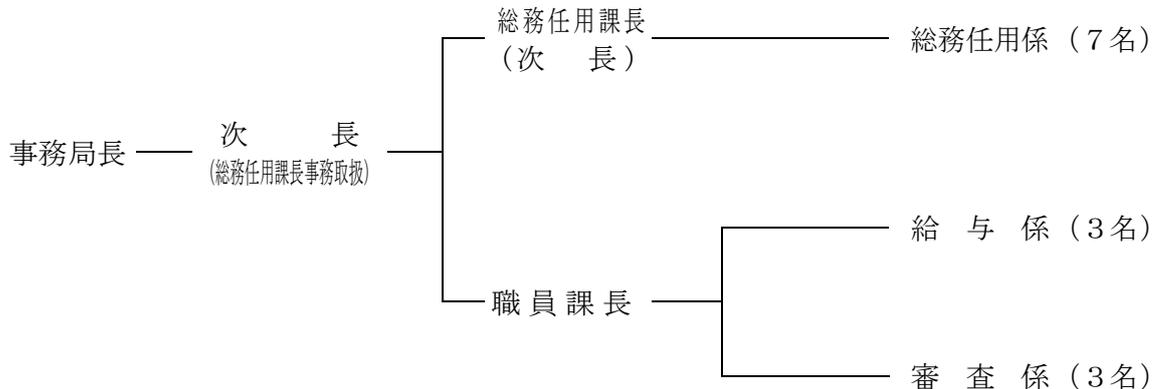
3 予算の概要

(単位：千円)

区 分	7年度当初予算額(ア)	6年度当初予算額(ア)	増減 ((ア)－(イ))
人件費	153,509	147,823	5,686
その他	23,099	13,054	10,045
計	176,608	160,877	15,731

4 人事委員会事務局の組織及び事務分掌（7年度）

(1) 事務局職員の組織（職員数 16名）



(2) 事務局の事務分掌

課	担当	分 掌 事 務	職員数
総務任用課	総務任用係	<ul style="list-style-type: none"> 人事委員会の会議に関すること。 人事委員会の情報公開・個人情報保護事務及び事務局の事務総合調整に関すること。 人事記録の管理及び人事統計報告に関すること。 人事法規及び人事行政の調査、運営についての意見又は勧告等に関すること。 事務局職員の人事サービス、表彰、研修、給与及び福利厚生に関すること。 事務局の予算、決算、会計及び物品の管理に関すること。 採用試験に関すること。 採用及び昇任選考申請事務に関すること。 任用制度及び任用関係法令等に関すること。 各種統計資料、文書の收受、編集、保存及び照会・回答に関すること。 公印の管守及び事務局他課他担当の所管に属さないこと。 	8
職員課	給与係	<ul style="list-style-type: none"> 給与等に関する報告及び勧告に関すること。 給与に関する規則の制定及び改廃等に関すること。 条例及び規則に基づく協議・承認に関すること。 民間給与実態調査に関すること。 職員給与実態調査に関すること。 給与制度の調査研究に関すること。 職員団体の対応に関すること。 給与の支払監理等に関すること。 	7
	審査係	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間その他の勤務条件（給与を除く。）に関すること。 職員団体に関すること。 苦情処理に関すること。 不利益処分についての審査請求に関すること。 勤務条件に関する措置の要求に関すること。 分限、懲戒及び服務に関すること。 退職管理、人事評価、研修及び厚生福利制度に関すること。 労働基準監督機関の職権行使に関すること。 	

京都平安策2025

京都府警察本部

京 都 平 安 策 2 0 2 5

【 基 本 姿 勢 】

力強く頼りがいのある警察

我々、京都府警察は、いかなるときも、府民の安全・安心を脅かす事件、事故、災害等に敢然と立ち向かい、その安全・安心を守り切る「力強い警察」でなければならない。

安全・安心に関する府民の広範なニーズを的確に酌み取るとともに、犯罪・事故に巻き込まれやすい子供・女性・高齢者や、事件・事故の被害に遭われた方々の思いに寄り添うことができる「頼りがいのある警察」でなければならない。

同時に、あらゆる場面での実空間とサイバー空間の融合、自然災害の激甚化・頻発化、観光等における諸問題の顕在化等、社会全体が急速かつ大きく変容する中で生じる課題に的確に対応し、機を逃さず先手の対策を講じていかなければならない。

こうした中、社会情勢の著しい変化に対応できるよう、警察力の最適化を進めながら我々警察が府民の期待と信頼に応え続けていくため、安全・安心の道標として2025年の業務運営指針である「京都平安策2025」の基本姿勢を「力強く頼りがいのある警察」とするものである。

【 推 進 重 点 】

- 1 子供、女性、高齢者等の安全確保と犯罪被害者支援の推進
- 2 犯罪から府民を守るための取組の推進
- 3 安全で快適な交通社会の実現
- 4 サイバー空間における対処能力の向上
- 5 重要凶悪事件の徹底検挙と組織犯罪の摘発強化
- 6 緊急事態等への的確な対処
- 7 社会情勢の変化に対応するための組織づくり

推進重点の設定趣旨

1 子供、女性、高齢者等の安全確保と犯罪被害者支援の推進

(1) 児童虐待事案、ストーカー事案、DV事案等への迅速・的確な対応の徹底

子供への虐待を始め、ストーカー、DV、特異行方不明等の人身の危機が迫る状況から府民を守るため、関係機関との連携強化を図るとともに、各種警察活動を通じて早い段階でその兆候を把握し、迅速な被害者等の保護、加害者等への指導警告、関係行政機関への通報等の先制的な対応を徹底し、積極的な事件化を図る。また、子供、女性、高齢者等を取り巻く様々な安全上の課題に対応するため、関係機関等と連携した安全対策、子供の登下校時等における防犯パトロール、見守り活動等により被害の未然防止を図る。

(2) 子供・高齢者を交通事故から守る対策の推進

子供、高齢者等を交通事故から守るため、通学路や生活道路における横断歩行者妨害の取締りや可搬式オービスの活用による取締り、ゾーン30プラス等による安全な交通環境の整備、合図横断の普及、浸透等の交通マナーを高め実践させる交通安全教育等を効果的に推進する。

(3) 関係機関、団体等と連携した犯罪被害者支援施策の一層の推進

関係機関、団体等との緊密な連携の下、犯罪被害者等が心身の被害から回復し、再び平穏な社会生活を営むことができるよう、そのニーズに応じたきめ細かな支援をより一層推進する。

2 犯罪から府民を守るための取組の推進

(1) 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策の推進

深刻な状況にある特殊詐欺及び被害が急増するSNS型投資・ロマンス詐欺から府民を守るため、刻々と変化する犯行の手口、被害者の特徴、発生地域、時間帯等を的確に分析する。また、これまでに講じた対策について、その効果を確認し、不断の見直しを行うなど、被害等の実態に応じた弾力的・集中的な対策を官民一体となって推進する。

(2) 犯罪実行者募集情報に応募しようとする者への呼び掛け等の推進

特殊詐欺、強盗等への犯罪実行者募集情報に応募しようとする者等に対する効果的な呼び掛け、犯罪実行者募集グループに脅迫されている者の保護等、部門横断的な対策を推進する。

(3) 自治体をはじめとした関係機関、団体等との連携による地域防犯力の強化

○ 農作物盗等の新たな治安課題に対して効果的な犯罪抑止活動を行うため、各市町村を始め、地域住民、事業者等と一層緊密な連携の下、都市部のみならず山間部、農村部等においても、防犯カメラの設置を促進するなど各地域が持つ防犯力の更なる強化に取り組む。

○ 防犯ボランティア活動や防犯CSR活動の活性化に向けた取組を推進し、社会全体の防犯意識の向上を図るとともに、防犯ボランティアとの合同パトロール、防犯環境の整備促進等、犯罪被害を未然に防ぐ取組を推進する。

(4) 少年が犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐ取組の推進

低年齢化が懸念される非行、薬物乱用、犯罪実行者募集情報による犯罪加担、問題を抱えた少年による再非行、SNSの利用に起因する犯罪被害等、少年を取り巻く課題に的確

に対応し、少年の健全育成や保護に万全を期するため、教育機関等と連携し、街頭補導、非行防止教育、立ち直り支援、子供の性被害防止に係る広報啓発等の取組を推進する。

(5) 先端技術を活用した犯罪情勢分析・発信

- 犯罪防御システムを活用した高度な犯罪情勢分析に基づき、府民が防犯のために必要とする情報を迅速かつ的確に発信・提供するとともに、犯罪発生リスクが高いエリアに重点を絞り、犯罪抑止活動や事件検挙活動を展開する。
- 犯罪情勢の分析に資する先端技術の研究等を進める。

3 安全で快適な交通社会の実現

(1) 自転車その他の小型モビリティ対策の推進

- 自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした自転車通行空間の環境整備、ヘルメットの着用促進、交通ルールの周知・指導、危険性・迷惑性の高い違反に対する交通取締り等を推進する。
- 特定小型原動機付自転車等の小型モビリティと自動車、歩行者との共存、交通の安全を図るため、事業者等と連携した広報啓発、講習会等による交通ルールの周知、悪質・危険な違反に対する交通取締り等を推進する。

(2) きめ細かな運転者施策等による交通事故防止対策の推進

- 運転者の法令遵守意識の向上を図るため、事故発生要因等に着眼した多角的な分析に基づく交通取締り、年齢層等に応じた交通安全教育、安全運転に関する相談の充実等の交通事故防止対策を推進する。
- 実態に即した交通取締り、迅速・的確な行政処分の執行等により、飲酒運転、無免許運転等の悪質・危険な交通違反者を早期に道路交通の場から排除する。

(3) 観光地等地域の交通実態を踏まえた諸対策の推進

- 事故分析、住民要望等地域の交通実態を踏まえ、歩行者優先で分かりやすく合理的な交通規制を実施するとともに、信号機、道路標識等の交通安全施設の効果的かつ効率的な整備を進め、交通事故の防止及び交通の円滑化を図る。
- 観光需要の増加に伴う観光地等における交通渋滞の緩和と交通の安全を図るため、関係機関と連携した渋滞緩和対策を中心に、効果的な広報啓発活動及び交通規制、交通の円滑を阻害する交通違反に重点を置いた交通取締り等の総合的な交通対策を推進する。

4 サイバー空間における対処能力の向上

(1) サイバー空間における脅威への対策の推進

情報収集、実態解明、取締り、分析及び被害防止対策の各段階において警察力を最大限に発揮するため、高度な知識・技術を持つサイバー人材の採用、捜査員の育成等人的基盤の強化・底上げ、捜査支援の推進及び解析ツール等各種資機材の充実といった態勢拡充により、深刻化するサイバー空間の脅威に対する対処能力の向上を図る。

(2) 関係機関、企業等と連携した防御力の向上

医療機関等の関係団体、企業等と連携し、重要インフラに対するサイバー攻撃への対

処能力の向上及び企業等における情報セキュリティ対策の向上を図る。また、府民のネットトラブル被害防止対策の推進により、社会全体のサイバー空間の脅威への防御力を高めるとともに、違法情報・有害情報に対する事件化、プロバイダ等への削除依頼等の取組を進める。

5 重要凶悪事件の徹底検挙と組織犯罪の摘発強化

(1) 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺事件の取締りの強化

特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺事件を敢行する犯罪グループに打撃を与えて、この種事件を撲滅するため、関連情報の収集、分析等によりその実態解明を進め、あらゆる法令を駆使して中枢人物を検挙し、犯罪による収益を剥奪するなど取締りを強化する。

(2) 匿名・流動型犯罪グループに係る総合的な対策の推進

特殊詐欺、強盗・窃盗等の様々な事案に関与して資金を獲得するなど、治安対策上の脅威となり府民に大きな不安を与えている匿名・流動型犯罪グループやその背後にいるとみられる暴力団に対する情報収集・実態解明を進め、組織の中枢人物に対するあらゆる法令を駆使した戦略的な取締りを推進する。

また、匿名・流動型犯罪グループが犯罪収益を資金源として風俗店を営んでいるなどの実態を踏まえ、関係部門が連携し、資金の流れ等の解明を進めた上で、あらゆる法令を駆使してその資金源を断つ。

(3) 社会情勢の変化に適応した緻密かつ適正な捜査の推進

- 発生初期から最大限の捜査員を投入した初動捜査、先端技術を活用した犯罪情報分析、科学捜査等を展開し、重要凶悪事件の早期検挙を図るとともに、客観証拠の迅速かつ適正な収集・分析を徹底するなど、緻密かつ適正な捜査を推進する。
- 先制的な職務質問を行うとともに、事件の発生時には、空陸一体の機動力を駆使した組織的な初動警察活動を積極的に展開し、犯罪の未然防止と現場検挙の徹底を図る。

6 緊急事態等への的確な対処

(1) 自然災害による孤立化対策を踏まえた取組の推進

甚大な被害をもたらす自然災害への対処に万全を期するため、応援部隊が現場到着するまでの最初期に、被災者を救助する警察署警察官の災害対処能力の底上げ及び自治体消防、地元消防団等と連携した救出救助体制の構築を図るとともに、台風及び大雨による被害発生が予想される場合に、拠点となる警察署に対し事前に部隊を派遣し、初動対応可能な態勢を早期に確立するなど、孤立化対策を踏まえた総合的な取組を推進する。

(2) 要人に対する警護等の的確な実施

要人のみならず聴衆にも危害を加える可能性がある事案が発生するなど、危険度が増す要人警護に対応するため、警護に従事する者の対処能力の向上、装備資機材の効果的な活用、演説会の主催者等への警護に伴う協力及び自主警備体制強化申入れの確実な実施、警護実施時の情勢把握と分析に基づく警戒員配置箇所の不断の見直し等、警護対象者と聴衆の安全を確保するための諸対策を的確に実施する。

(3) ローン・オフエンダー等への対策の的確な実施

特定のテロ組織等と関わりなく、過激化してテロ等重大事案を引き起こすおそれのあ

る者のほか、社会に対する不満を抱く個人が、インターネット上における様々な言説に触発され、不特定多数の者に危害を加えるなど、こうした者が新たな脅威となっていることから、ローン・オフエンダー等をはじめとする治安上の脅威となり得る個人・勢力に対する情報収集活動等の諸対策を的確に実施し、警察の総合力を発揮してテロ等違法行為の未然防止を図る。

(4) 経済安全保障の確保等対策の的確な実施

企業やアカデミアにおける技術・情報流出を防止するため、具体的な手口、その対策等を企業等に情報提供するアウトリーチ活動のほか、実態解明や取締りの推進により、経済安全保障の確保等に向けた諸対策を的確に実施する。

7 社会情勢の変化に対応するための組織づくり

(1) 情勢に応じた警察活動態勢の見直しによる業務の効率化・合理化

社会情勢の変化に伴って生じる治安上の諸課題に的確に対応するため、先端技術の導入及び最適な情報システムの整備を推進するとともに、前例踏襲を排した態勢や業務の見直しにより、業務の効率化・合理化を推進する。

(2) 警察組織を支える人的・物的基盤の強化

将来を担う優秀な人材の確保や治安上の諸課題に的確に対応できる専門性の高い人材の採用及び育成とともに、警察施設の計画的な建替整備、装備品の充実等、第一線における職務執行を支える取組を強化する。

(3) 全ての職員が活躍できる職場環境の構築

- 適切な人事マネジメント等、女性職員をはじめとする全ての職員が一層活躍できる職場環境の整備、総実勤務時間の短縮、仕事と子育て・介護との両立に向けた支援等、働き方改革の深化を図る。
- ハラスメント等の非違事案を未然に防止するため、個別事情に応じて踏み込んだ身上把握・指導の徹底等による「兆」の早期発見・対処に努めるとともに、職務に対する誇りと使命感の高揚と職員相互の強固な信頼を醸成する。

令和7年版

京都府警察の事務概要

京都府警察本部

京都府警察スローガン

千年を守る 未来を創る

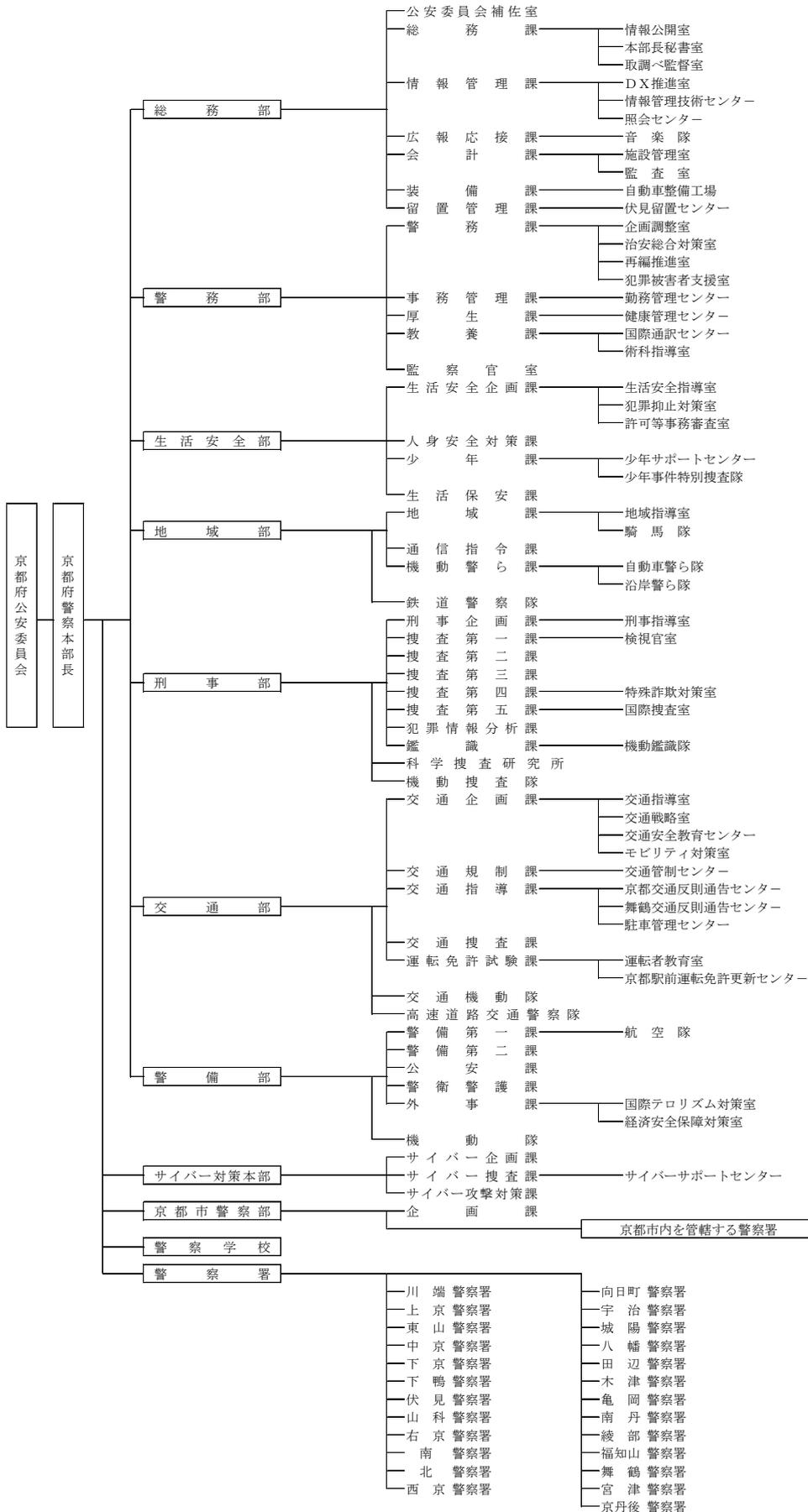
目 次

1	組織	1
2	定員	2
3	所掌事務	2～3
4	令和7年度警察費予算一覧表	4
5	刑法犯の認知・検挙状況	
	(1) 全刑法犯	4
	(2) 重要犯罪	5
	(3) 重要窃盗犯	5
	(4) 街頭犯罪	6
6	組織犯罪の検挙状況等	
	(1) 暴力団犯罪	6
	(2) 特殊詐欺	7
	(3) 来日外国人による犯罪	7
	(4) 拳銃等の押収状況	8
	(5) 薬物事犯の検挙状況	8
7	風俗事犯等の検挙状況	
	(1) 風俗事犯等	9
	(2) 生活経済事犯・環境事犯	10
8	少年非行の概況	11
9	サイバー犯罪の検挙状況等	
	(1) サイバー犯罪の検挙状況	12
	(2) サイバー犯罪等に関する相談の受理件数	12
10	交番、警ら用無線自動車、航空機等の現況	
	(1) 交番・駐在所等	13
	(2) 交番相談員	13
	(3) 警ら用無線自動車	13
	(4) 航空機及び船舶	13
11	110番受理状況	13
12	雑踏警備実施状況	13
13	交通事故の概要	
	(1) 交通事故の発生状況	14
	(2) 交通死亡事故の特徴	14
	(3) 高齢者の交通死亡事故の主な特徴	14
14	交通安全施設の設置状況	15
15	災害被害発生状況	15

1 組織

京都府警察は、次の組織図のとおり警察本部（7部）、サイバー対策本部、京都市警察部、警察学校及び警察署25署から成っている。

京都府警察組織図



2 定員

府条例で定められている定員は、次のとおりである。

警 察 官	警 視	179
	警 部	398
	警 部 補	1,930
	巡 査 部 長	1,996
	巡 査	2,057
	計	6,560
警察官以外の職員	657	
合 計	7,217	

3 所掌事務

(1) 警察本部

ア 総務部

- 公安委員会の庶務に関する事。
- 機密に関する事。
- 公印の管守に関する事。
- 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 事務能率の増進に関する事。
- 警察統計（犯罪統計を除く。）に関する事。
- 広報に関する事。
- 情報の公開に関する事。
- 個人情報の保護に関する事。
- 予算、決算及び会計に関する事。
- 財産及び物品の管理及び処分に関する事。
- 会計の監査に関する事。
- 警察装備に関する事。
- 留置施設に関する事。
- 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事。
- 前記に掲げるもののほか、他の部又は機関の所掌に属しない事務に関する事。

イ 警務部

- 人事、定員及び給与に関する事。
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。
- 犯罪被害者等給付金に関する事。
- オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関する事。
- 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。
- 福利厚生に関する事。
- 警察教養に関する事。
- 監察に関する事。

ウ 生活安全部

- 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事。
- 犯罪の予防に関する事。
- 少年非行の防止に関する事。
- 保安警察に関する事。

エ 地域部

- 地域警察に関すること。
- 前記に掲げるもののほか、警らに関すること。

オ 刑事部

- 刑事警察に関すること。
- 国際捜査共助に関すること。
- 犯罪鑑識に関すること。
- 犯罪統計に関すること。
- 暴力団対策に関すること。
- 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。
- 犯罪による収益の移転防止に関すること。

カ 交通部

- 交通警察に関すること。

キ 警備部

- 警備警察に関すること。
- 警備実施に関すること。
- 機動隊に関すること。
- 災害警備に関すること。
- 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- 警衛に関すること。
- 警護に関すること。

(2) サイバー対策本部

- サイバー対策に関すること。
- 犯罪の取締りのための情報技術に係る解析の支援に関すること。

(3) 京都市警察部

- 京都市及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 京都市の区域内に係る事務につき、警察本部長が別に定めるもの。

(4) 警察学校

- 基本課程の教養に関すること。
- 専門課程の教養に関すること。
- 一般職員課程の教養に関すること。
- 学校施設の維持管理に関すること。

4 令和7年度警察費予算一覧表

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明
第9款 警察費	84,102,722	
第1項 警察管理費	81,596,171	
第1目 公安委員会費	17,641	公安委員会の運営に要する経費
第2目 警察本部費	75,569,134	警察官及び職員の給与並びに警察の一般運営に要する経費
第3目 装 備 費	758,833	警察車両、ヘリコプター等の維持管理に要する経費
第4目 警察施設費	5,212,391	交通安全施設の整備並びに警察施設の建替及び維持管理に要する経費
第5目 恩給及び退職年金費	38,172	元警察職員の恩給及び扶助料に要する経費
第2項 警察活動費	2,506,551	
第1目 警察活動費	2,506,551	警察活動に要する経費

5 刑法犯の認知・検挙状況

(1) 全刑法犯

区 分	令 和 5 年		令 和 6 年		増 減	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
凶悪犯	102	91	133	118	31	27
粗暴犯	978	845	926	809	-52	-36
窃盗犯	8,296	3,294	8,267	3,316	-29	22
知能犯	582	344	719	404	137	60
風俗犯	244	207	439	394	195	187
その他	1,683	779	1,575	773	-108	-6
合 計	11,885	5,560	12,059	5,814	174	254

(2) 重要犯罪

区 分	令 和 5 年		令 和 6 年		増 減	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
殺 人	10	14	9	7	-1	-7
強 盗	20	19	21	21	1	2
放 火	22	17	17	16	-5	-1
不同意性交等	50	41	86	74	36	33
不同意わいせつ	110	96	132	112	22	16
略取・誘拐	6	7	8	7	2	±0
合 計	218	194	273	237	55	43

(3) 重要窃盗犯

区 分	令 和 5 年		令 和 6 年		増 減	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
侵 入 盗	394	335	384	306	-10	-29
住宅対象	217	199	148	105	-69	-94
そ の 他	177	136	236	201	59	65
自 動 車 盗	51	47	50	15	-1	-32
ひったくり	17	19	10	12	-7	-7
す り	22	14	16	17	-6	3
合 計	484	415	460	350	-24	-65

(注) 侵入盗の「住宅対象」とは、空き巣、忍込み、居空きをいう。

(4) 街頭犯罪

区 分	令 和 5 年		令 和 6 年		増 減	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
強 盗	12	11	10	11	-2	±0
恐 喝	9	10	13	10	4	±0
不同意わいせつ	41	40	32	30	-9	-10
ひったくり	17	19	10	12	-7	-7
車上ねらい	495	175	420	218	-75	43
自販機ねらい	26	2	40	33	14	31
自動車盗	51	47	50	15	-1	-32
オートバイ盗	268	35	330	102	62	67
自転車盗	3,109	225	2,997	276	-112	51
部品ねらい	191	172	187	14	-4	-158
器物損壊等	343	87	272	84	-71	-3
合 計	4,562	823	4,361	805	-201	-18

(注)「強盗」「恐喝」「不同意わいせつ」「器物損壊等」については、屋外で発生したものを計上している。

6 組織犯罪の検挙状況等

(1) 暴力団犯罪

区 分	令 和 5 年		令 和 6 年		増 減		
	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員	
刑 法 犯	殺 人	0	0	0	0	±0	
	強 盗	3	8	2	10	-1	2
	不同意性交等	0	0	0	0	0	±0
	傷 害	21	25	21	27	0	2
	恐 喝	8	13	7	11	-1	-2
	窃 盗	85	33	58	20	-27	-13
	詐 欺	50	59	40	29	-10	-30
	その他	76	72	64	43	-12	-29
	小 計	243	210	192	140	-51	-70
特 別 法 犯	銃刀法	3	2	1	0	-2	-2
	覚醒剤取締法	126	73	89	54	-37	-19
	その他	91	57	83	49	-8	-8
	小 計	220	132	173	103	-47	-29
合 計	463	342	365	243	-98	-99	

(2) 特殊詐欺

手口別	令和5年		令和6年		増減	
	認知件数	検挙人員	認知件数	検挙人員	認知件数	検挙人員
オレオレ詐欺	22	17	62	10	+40	-7
預貯金詐欺	37	15	18	2	-19	-13
架空料金請求詐欺	34	5	26	4	-8	-1
還付金詐欺	28	0	14	2	-14	+2
キャッシュカード 詐欺盗	59	18	75	15	+16	-3
その他	9	2	6	1	-3	-1
合計	189	57	201	34	+12	-23

(注)その他は、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺を含む。

(3) 来日外国人による犯罪

区分		令和5年		令和6年		増減	
		検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員
刑 法 犯	凶悪犯	4	4	3	7	-1	+3
	粗暴犯	16	15	13	13	-3	-2
	窃盗犯	88	31	124	50	+36	+19
	知能犯	8	9	4	5	-4	-4
	風俗犯	3	5	4	4	+1	-1
	その他	7	7	30	29	+23	+22
	小計	126	71	178	108	+52	+37
特 別 法 犯	入管法	23	21	32	19	+9	-2
	覚醒剤取締法	0	0	0	0	0	±0
	その他	26	26	33	37	+7	+11
	小計	49	47	65	56	+16	+9
合計		175	118	243	164	+68	+46

(4) 拳銃等の押収状況

区 分	押収丁数		増 減	
		暴力団以外		暴力団以外
令和5年	3	2	前年対比 + 5	
令和6年	8	8		+ 6

(5) 薬物事犯の検挙状況

区 分	令 和 5 年		令 和 6 年		増 減	
	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員
覚醒剤	214	135	215	136	+1	+1
譲渡受	18	10	7	4	-11	-6
所持	90	54	75	42	-15	-12
使用	105	70	132	89	+27	+19
密輸入	1	1	0	0	-1	-1
その他	0	0	1	1	+1	+1
麻薬・あへん	13	9	46	20	+33	+11
大 麻	252	206	279	221	+27	+15
合 計	479	350	540	377	+61	+27

(注)その他は、麻薬特例法違反での検挙で覚醒剤事犯に関するものを含む。

7 風俗事犯等の検挙状況

(1) 風俗事犯等

区 分		令和5年		令和6年		増 減	
		件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員
風 俗 事 犯	風営適正化法事犯	10	17	14	17	4	0
	売春防止法事犯	6	5	8	9	2	4
	わいせつ事犯	4	1	4	3	0	2
	そ の 他	17	27	13	16	-4	-11
	小 計	37	50	39	45	2	-5
雇 用 事 犯	出入国・難民認定法事犯	3	2	6	2	3	0
	労基法・職安法事犯	3	7	0	0	-3	-7
	小 計	6	9	6	2	0	-7
合 計		43	59	45	47	2	-12

(2) 生活経済事犯・環境事犯

区 分		令 和 5 年		令 和 6 年		増 減	
		件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員
生活 経済 事 犯	悪 質 商 法 事 犯	15	14	11	12	-4	-2
	保 健 衛 生 事 犯	10	7	14	15	4	8
	金 融 事 犯	5	1	9	7	4	6
	知的財産権侵害事犯	31	17	12	18	-19	1
	そ の 他 経 済 事 犯	11	17	8	9	-3	-8
	小 計	72	56	54	61	-18	5
環 境 事 犯	環 境 事 犯	216	254	193	212	-23	-42
	そ の 他 主 管 法 令	6	5	7	8	1	3
	小 計	222	259	200	220	-22	-39
合 計		294	315	254	281	-40	-34

8 少年非行の概況

区 分		令和5年(人)	令和6年(人)	増 減
非 行	犯 罪 少 年	403	450	47
	刑 法 犯 触 法 少 年	232	196	-36
	小 計	635	646	11
少 年	犯 罪 少 年	144	129	-15
	特 別 法 犯 触 法 少 年	33	20	-13
	小 計	177	149	-28
ぐ 犯 少 年		4	3	-1
合 計		816	798	-18

区 分	令和5年(人)	令和6年(人)	増 減
刑法犯総検挙人員(成人を含む。)	3,857	4,022	165
うち犯罪少年の検挙人員 (割合)	403 (10.4%)	450 (11.2%)	47 (0.8P)
窃盗犯総検挙人員(成人を含む。)	1,869	1957	88
うち犯罪少年の検挙人員 (割合)	217 (11.6%)	237 (12.1%)	20 (0.5P)
街頭犯罪総検挙人員(成人を含む。)	530	552	22
うち犯罪少年の検挙人員 (割合)	118 (22.3%)	125 (22.6%)	7 (0.3P)

区 分	令和5年(人)	令和6年(人)	増 減
不 良 行 為 少 年	27,727	33,528	5,801
薬 物 乱 用 少 年	41	56	15

9 サイバー犯罪の検挙状況等

(1) サイバー犯罪の検挙状況

区 分	令 和 5 年		令 和 6 年		増 減	
	件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員
不正アクセス禁止法	17	5	8	2	-9	-3
不正指令電磁的記録に関する罪	6	4	0	0	-6	-4
電磁的記録対象犯罪	13	4	23	6	10	2
ネットワーク利用犯罪	215	132	170	113	-45	-19
合 計	251	145	201	121	-50	-24

(2) サイバー犯罪等に関する相談の受理件数

区 分	令和5年	令和6年	増 減
詐欺・悪質商法等による被害に関するもの	2,882	3,347	465
名誉毀損・誹謗中傷、脅迫による被害に関するもの	228	540	312
不正アクセスによる被害	498	769	271
不正プログラムによる被害に関するもの	63	26	-37
個人情報情報の窃取等	731	1,239	508
不審メール等による被害に関するもの	58	421	363
違法情報・有害情報の通報等	394	142	-252
その他（サイバー関係）	679	484	-195
合 計	5,533	6,968	1,435

10 交番、警ら用無線自動車、航空機等の現況（令和7年4月末現在）

(1) 交番・駐在所等

交 番 等	交 番	駐 在 所	警備派出所	合 計
箇 所	193	98	5	296

(2) 交番相談員

配 置 先 等	配置警察署	配置交番	交番相談員数
配 置 数	25	158	158

(3) 警ら用無線自動車

配 置 先	機 動 警 ら 課	各 警 察 署	合 計
台 数	22	78	100

(4) 航空機及び船舶

種 別	ヘリコプター	船 舶		
	警 備 第 一 課	舞 鶴 署	宮 津 署	計
機（隻）数	2	1	1	2

11 110番受理状況

区 分	令和5年		令和6年		増 減	
	件 数	1日平均	件 数	1日平均	件 数	1日平均
総受理件数	286,692	785	279,427	763	-7,265	-22
有効受理件数	216,866	594	227,512	622	10,646	28

12 雑踏警備実施状況（令和6年中）

種 別	祭 礼 等	公 営 競 技	合 計
人 出 数	5,971,105	2,463,855	8,434,960
従事警察官数	12,207	1,298	13,505

(注) 数値は延べ概数である。

13 交通事故の概要

(1) 交通事故の発生状況

区 分		令和5年	令和6年	増 減	
				増減数	率 (%)
発生 (件)		4,067	3,745	-322	-7.9
死者 (人)		59	52	-7	-11.9
負 傷 者	重傷者 (人)	819	806	-13	-1.6
	軽傷者 (人)	3,849	3,427	-422	-11.0
	計	4,668	4,233	-435	-9.3

(2) 交通死亡事故の特徴

区 分		令和5年		令和6年		増 減	
			構成比 (%)		構成比 (%)	増減数	率 (%)
年齢別 (人)	子供 (15歳以下)	2	3.4	0		-2	-100.0
	若年者 (16~24歳)	6	10.2	5	9.6	-1	-16.7
	高齢者 (65歳以上)	35	59.3	29	55.8	-6	-17.1
状態別 (人)	歩 行 中	15	25.4	20	38.5	5	33.3
	自動車乗車中	22	37.3	11	21.2	-11	-50.0
	二輪車乗車中	10	16.9	15	28.8	5	50.0
	原付車乗車中	5	8.5	3	5.8	-2	-40.0
	自転車乗車中	7	11.9	3	5.8	-4	-57.1
地域別 (人)	京都市域	27	45.8	21	40.4	-6	-22.2
	京都市域外	32	54.2	31	59.6	-1	-3.1
時間別 (人)	昼 間	33	55.9	27	51.9	-6	-18.2
	夜 間	26	44.1	25	48.1	-1	-3.8
路線別 (人)	高速道路等	2	3.4	3	5.8	1	50.0
	国 道	12	20.3	16	30.8	4	33.3
	府道・市町村道等	45	76.3	33	63.5	-12	-26.7

(3) 高齢者の交通死亡事故の主な特徴 (令和6年12月末)

区 分	件数・死者数	内 訳		
高齢運転者が 第1当事者 となる事故 (件)	15 (前年比-4)	年 齢 層 別	65~74歳	9 (60.0%)
			75歳以上	6 (40.0%)
歩 行 中 (人)	15 (前年比+5)	昼 夜 別	昼 間	5 (33.3%)
			夜 間	10 (66.7%)
		自宅との距離	1 km以内	12 (80.0%)
			1 km超	3 (20.0%)

14 交通安全施設の設置状況（令和7年3月末現在）

区 分				備 考
交通 管 制 機 器	電光式交通情報板	基	42	
	小型文字情報板	基	113	
	光ビークオン	基	1,219	
	交通監視用テレビ	台	97	
信 号 機	定周期式	基	2,473	※ 全信号機 3,360 基中 集中・系統式 1,950 基 ※ 視覚障害者用付加装置 574 基 ※ 歩車分離式信号（一部歩車 分離を含む） 122 基
	感应式	基	272	
	押ボタン式	基	563	
	特殊（列車感知・タブレット）	基	21	
	一灯点滅式	基	31	
道 路 標 識 ・ 標 示	可変式	面	328	※ 自発光式標識 493 枚 ※ 実線標示 1,233.0 Km （うち高輝度標示） 309.3 Km ※ 図示標示 93,602 個
	固定式	枚	4,159	
	路側式	枚	175,527	
	横断歩道	本	19,543	
	自転車横断帯	本	2,647	

15 災害被害発生状況（令和6年中）

区 分		台風	大雨	強風	高潮	地震	津波	雪害	合 計
人 的 被 害	死 者	0	0	0	0	0	0	0	0
	負 傷 者	0	0	0	0	0	0	3	3
建 物 被 害	棟	0	1	0	0	0	0	0	1

（注）件数については、京都府集計（令和7年4月末現在の暫定値）による。